

韓国知的財産ニュース 2021年11月前期

(No. 450)

発行年月日：2021年11月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律案
(議案番号：2113079)
- 1-2 発明振興法の一部改正法律案 (議案番号：2113081)
- 1-3 デザイン保護法の一部改正法律案 (議案番号：2113171)
- 1-4 実用新案法の一部改正法律案 (議案番号：2113181)
- 1-5 商標法の一部改正法律案 (議案番号：2113176)
- 1-6 特許法の一部改正法律案 (議案番号：2113180)
- 1-7 大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令の
一部改正令案立法予告 (中小ベンチャー企業部公告第2021-579号)
- 1-8 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
(代案) (議案番号：2113233)
- 1-9 特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則
(産業通商資源部令第436号)
- 1-10 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2113300)
- 1-11 [説明資料] 弁理士法改正案は産業財産権の価値評価を
独占する内容ではありません
- 1-12 [説明資料] 知的財産サービス企業の価値評価業務に
制約が発生しないようにします
- 1-13 データ保護に向けた不正競争防止法の改正案が国会通過

関係機関の動き

- 2-1 国際知的財産教育もメタバースの時代!!
- 2-2 地域社会問題、国民のアイデアで解決する
- 2-3 韓国特許庁、「知識財産革新企業協議会総会」を開催

- 2-4 「K造船」の未来、産学官が一緒に率いる
- 2-5 「特許製品」と言ったのに…キャンプ用品の知的財産権虚偽表示に注意
- 2-6 全羅南道のデジタル時代を導く知的財産フェスティバル開幕
- 2-7 特許審判中、いつでも国選代理人がサポートします！
- 2-8 2021 青少年発明フェスティバルを開催
- 2-9 韓国造幣公社と韓国コルマー、2021 年特許技術賞世宗大王賞受賞
- 2-10 特許庁推奨の創業アイテム、全政府レベルの公共データ創業コンテストで 2 年連続優秀賞受賞
- 2-11 韓国特許庁、2021 発明教育コンファレンス開催
- 2-12 特許・商標権の登録案内書、これからモバイルで受け取る
- 2-13 特許庁、「標準特許案内書 2.0 」を発刊・配布
- 2-14 事業化の可能性が高い優秀な公共技術 863 件、一堂に会する！

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 メタバース時代に備える商標・デザイン国際会合（TM5・ID5）開催
- 4-2 韓国特許庁、特許審判員審判長（商標分野）の開放型職位採用

その他一般

- 5-1 3次元(3D)プリンティングの応用製品に関する特許出願が年平均で40%急増
 - 5-2 自動運転車開発業界の地殻変動の動き
-

法律、制度関連

1-1 産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律案（議案番号：2113079）

議案情報システム（2021.11.2.）

議案番号：2113079

提案日：2021年11月2日

提案者：カン・フンシク議員外9人

提案理由

特許・デザイン・商標等の産業財産情報は、企業等が大変な努力と費用を払って作り出した研究結果の中核結晶体で、具体的な技術内容のみならず、企業等の技術・市場戦略、発明者等、中核人材を把握できる多様な付加情報を含んでいる。また、産業・企業別の技術競争力に対する客観的な比較分析を通じて、効率的な研究開発（R&D）を可能にする等、経済的な付加価値を創出するための企業の経営資源として産業財産情報の活用価値は非常に高いと言える。

最近、グローバル技術覇権競争が深化し、デジタル経済への転換が加速化することにより、全世界の産業・技術変化の流れを迅速・正確に把握して中核技術を確保するための客観的な意思決定の道具として、産業財産情報の重要性が一層増している。

しかし、韓国の場合、「発明振興法」の一部の条項で産業財産情報の提供及び活用に対して簡略に規律しているだけで、産業財産情報の収集・加工等の管理、提供及び活用全般を体系的に支えるための法的基盤は不十分なのが現状である。こうした立法の空白は、国家と企業の産業・技術戦略の樹立に欠かせない産業財産情報の戦略的活用を阻害し、主要国との先端技術先取り競争で後れを取る結果をもたらす可能性が高い。

そのため、既存「発明振興法」、「特許法」等の産業財産情報に関する一部の条項を移管する一方で、産業財産情報の体系的管理及び効果的活用を促進するための根拠条項を新設し、「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」を制定しようとする。これを通じて、国を挙げて産業財産情報の活用を促進することにより、国家と企業の効率的な研究開発の遂行及び産業・技術戦略を樹立するための基盤を整え、ひいては、国家技術革新能力及び産業競争力を向上させることに貢献しようとするものである。

主要内容

- イ. この法律は、産業財産情報を体系的に管理し、その活用を促進するための事項を規定することにより、産業財産情報の効果的な活用・拡散を通じて国家技術革新能力及び産業競争力を向上させ、国民経済の発展に貢献することを目的とする（案第1条）。
- ロ. 産業財産の創出・保護及び活用過程で収集・生成されるか、又はこれを調査・分析・

加工・連携する等の方法で処理した全ての種類の知識又は資料を産業財産情報と定義する（案第2条）。

- ハ. 特許庁長は、産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画を関連中央行政機関の長と協議し、5年ごとに樹立する（案第5条）。
- ニ. 収集・生成された産業財産情報を体系的に管理するために、産業財産情報のデータベースを構築・管理し、産業財産情報の効率的な収集・検索・加工・分析及び提供のために、産業財産情報システムを構築・運営できるようにする（案第9条及び第10条）。
- ホ. 産業財産分類情報の利用を促進し、産業・経済等、多様な部門への活用を拡散させるために、産業財産分類情報や産業に関する標準分類等、他の分野の分類情報間の連携表を作成・活用できるようにする（案第11条）。
- ヘ. 研究開発及び技術・産業関連戦略の樹立・推進を効果的に支援するため、開示された産業財産情報を収集・加工して利用するか、又は収集・加工された情報を提供できるようにする（案第14条）。
- ト. 国の安全保障又は国の重大な利益と関連する技術等の流出防止・保護のために必要な産業財産情報を関連中央行政機関に提供できるようにする（案第15条）。
- チ. 国家及び民間の研究開発の効率的な推進を支援するために、産業財産情報の動向及び戦略的調査・分析等を含む産業財産情報活用施策を樹立するようにし、研究開発を推進する過程で産業財産情報の活用のために努力するようにする（案第16条）。
- リ. 産業財産情報関連専門人材の育成、教育・広報等、底辺の拡大及び国際機関又は外国政府等との国際協力のために必要な政策を樹立・推進できるようにする（案第19条から第21条まで）。
- ヌ. 民間部門の産業財産情報サービス業を育成するための事業を推進し、産業財産情報化事業を推進する際、民間のサービス開発及び商用化の促進を妨害しないようにする（案第23条及び第24条）。
- ル. 産業財産情報化及び産業財産情報の活用基盤構築に関する事業を効率的に支援するために、韓国特許情報院を設立する（案第25条）。
- ヲ. 文書電子化機関等の役職員又は役職員であった人に職務上知り得た出願中の産業財産等に関する秘密を漏洩するか、又は盗用できないように義務付ける（案第28条）。

法律第 号

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律案

第1章 総則

第1条（目的） この法律は産業財産情報を体系的に管理し、その活用を促進するための事

項を規定することにより、産業財産情報の効果的な活用・拡散を通じて国家技術革新能力及び産業競争力を向上させ、国民経済の発展に貢献することを目的とする。

第2条（定義） この法律で使用する用語の定義は次の通りである。

1. 「産業財産」とは、「特許法」・「実用新案法」・「商標法」・「デザイン保護法」による発明・考案・商標・デザイン、その他の産業上利用可能で財産的価値が実現できるものをいう。
2. 「産業財産情報」とは、産業財産の創出・保護及び活用過程で収集・生成されるか、又はこれを調査・分析・加工・連携する等の方法で処理した全ての種類の知識又は資料をいう。
3. 「産業財産情報化」とは、産業財産情報を生産・流通又は活用して国家及び民間の研究開発の効率性を高めるか、又は技術・産業関連政策の樹立・推進及び評価等が効果的に行われるように図ることをいう。
4. 「産業財産情報データベース」とは、産業財産情報を体系的に整理して、使用者が検索し、活用できるように加工した情報の集合体をいう。
5. 「産業財産情報システム」とは、産業財産情報の収集・生成・加工・保存・管理・検索・送信・受信及びその活用と関連するデバイスとソフトウェアの組織化した体系をいう。
6. 「産業財産診断」とは、産業財産及び産業財産情報を総合的に調査・分析し、体系的な研究開発及び事業化戦略を提示することをいう。
7. 「産業財産情報サービス業」とは、産業財産情報を収集・加工・分析・翻訳・流通又は管理し、これと関連するソフトウェア又はシステムを開発・構築する業のことをいう。

第3条（国家等の責務） ①国は産業財産情報を体系的に管理し、効率的に活用するための施策を講じて推進しなければならない。

②国家、地方自治団体及び「公共機関の運営に関する法律」による公共機関（以下、「公共機関」という。）は、第1項による施策に従い、各機関の特性を考慮して技術・産業関連政策の樹立・推進及び評価等に産業財産情報の活用が促進されるよう努力する必要がある。

③国家、地方自治団体及び公共機関は、産業財産情報の管理及び活用促進とその基盤構築のための施策が効果的に推進されるよう互いに協力しなければならない。

第4条（他の法律との関係） 産業財産情報の管理及び活用に関して、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律で定めることに従う。

第2章 産業財産情報の管理及び活用促進政策の樹立

第5条（基本計画の樹立） ①特許庁長は5年毎に産業財産情報の管理及び活用促進に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）を関連中央行政機関の長と協議して樹立しなけ

ればならない。

②基本計画には、次の各号の事項が含まれるべきである。

1. 産業財産情報の管理及び活用促進の基本方向・中長期発展方向
2. 産業財産情報データベースの構築・管理
3. 産業財産情報システムの構築・運営及び連携
4. 産業財産情報の管理及び活用促進のための関連法令・制度の整備及び事業の推進
5. 産業財産情報サービス業の育成
6. 産業財産情報関連国際協力
7. その他の産業財産情報の管理及び活用促進のために必要な事項

③特許庁長は産業財産情報の管理及び活用のために、必要に応じて関連中央行政機関の長と協議し、基本計画を変更できる。

④特許庁長は、基本計画を樹立するか、又は変更するために、関連中央行政機関の長、地方自治団体の長及び公共機関の長に必要な資料の提出又は協調を要請できる。この場合、関連中央行政機関の長、地方自治団体の長及び公共機関の長は特別な理由がない限り要請に従わなければならない。

⑤基本計画の樹立及び変更と関連して必要な事項は大統領令で定める。

第6条（施行計画の樹立）①特許庁長は基本計画に従って、毎年産業財産情報の管理及び活用促進に関する施行計画（以下、「施行計画」という。）を樹立・施行しなければならない。

②施行計画の樹立・施行と関連して必要な事項は大統領令で定める。

第7条（実態調査）①特許庁長は、産業財産情報の管理及び活用促進政策を効率的に樹立・推進及び評価するために、産業財産情報の需要及び活用等に関する実態調査を実施できる。

②特許庁長は、第1項による実態調査のために、関連中央行政機関の長、地方自治団体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に必要な資料の提出又は協調を要請できる。

③第1項による実態調査の範囲及び方法等と関連して必要な事項は大統領令で定める。

第3章 産業財産情報の管理及び活用支援

第8条（産業財産情報化事業の推進）①政府は産業財産の情報化を促進し、関連技術の研究開発を活性化するために必要な事業を推進しなければならない。

②政府は、第1項による産業財産情報化事業を効率的に推進するために、関連機関又は団体にそれを委託して遂行させることができる。この場合、政府は事業の遂行に必要な行政的・技術的・財政的支援をすることができる。

第9条（産業財産情報データベースの構築・管理）①特許庁長は、業務遂行過程で収集・

生成された産業財産情報を体系的に管理するために産業財産情報データベースを構築することができる。

②特許庁長は、産業財産情報データベースの構築・管理等のために関係中央行政機関の長、地方自治体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に必要な資料の提出又は協調を要請することができる。

第10条（産業財産情報システムの構築・運営）①特許庁長は、産業財産情報の収集・検索・加工及び分析等の業務を効率的に遂行し、産業財産情報の利用者に産業財産情報を円滑に提供するために産業財産情報システムを構築・運営することができる。

②特許庁長は、産業財産情報システムの構築・運営のために必要な場合、関係中央行政機関の長、地方自治体の長及び公共機関の長に該当の機関が運営する情報システムとの連携を要請することができる。

第11条（分類情報の利用促進）①特許庁長は、産業財産情報の体系的な管理及び効果的な活用のために「特許法」第58条による特許分類、「商標法」第51条による商品分類等、産業財産に関する分類情報の利用を促進しなければならない。

②政府は産業財産情報の活用価値を高め、産業・経済等、多様な部門への活用を拡散するために第1項の分類情報と「統計法」第22条による産業に関する標準分類、「科学技術基本法」第27条による国家科学技術標準分類表等、他分野の分類情報との連携表を作成・活用することができる。

③特許庁長は、第2項による分類情報との連携表作成業務を大統領令で定める機関又は団体に委託して遂行させることができる。この場合、特許庁長は、業務を遂行するために必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

④第2項による分類情報との連携表作成の方法及び方法等について必要な事項は大統領令で定める。

第12条（産業財産文書の電子化業務）①特許庁長は、「特許法」・「実用新案法」・「デザイン保護法」及び「商標法」による特許・実用新案・デザイン及び商標に関する手続きを効率的に処理するために産業財産の出願、審査、審判、再審及びその他の手続きで提出又は生成された文書（以下「産業財産文書」という。）を電算情報処理組織とその組織の技術を活用して電子化する業務又はそれと類似する業務（以下、「産業財産文書電子化業務」という。）をすることができる。

②特許庁長は、「特許法」第28条の3第1項、「実用新案法」第3条、「デザイン保護法」第30条第1項、「商標法」第30条第1項による電子文書で提出されなかった出願書やその他大統領令で定める産業財産文書を第1項に従って電子化し、特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

③第2項によりファイルに収録された内容は、当該の文書に記載された内容と同様のものとみなす。

④第1項から第3項までの規定による産業財産文書電子化業務の遂行方法等に関して

必要な事項は、大統領令で定める。

⑤特許庁長は、産業財産文書電子化業務を大統領令で定める施設及び人材を有する機関又は団体に委託して遂行させることができる。

⑥特許庁長は、第5項により産業財産文書電子化業務の委託を受けた者（以下、「文書電子化機関」という。）が第5項による施設及び人材の基準に満たない場合、又は役職員が職務上知った出願中の産業財産（国際出願中の産業財産及び「デザイン保護法」第43条第1項による秘密デザインを含む。以下同じ。）について秘密を漏洩又は盗用した場合、是正を要求することができ、文書電子化期間が是正要求に従わない場合、産業財産文書電子化業務の委託を取消すことができる。

第13条（統計・指標の調査・分析）①特許庁長は、技術・産業に関連する政策の策定・推進及び評価等に活用するために産業財産及び産業財産情報に関する統計と指標を調査・分析しなければならない。

②特許庁長は、第1項による統計と指標の改善のための施策を策定・推進しなければならない。

③特許庁長は、第1項による統計と指標を調査・分析するために関係中央行政機関の長、地方自治体の長、公共機関の長及び関連企業・法人又は団体等に必要な資料の提出又は協調を要請することができる。この場合、要請を受けた者は特別な事由がなければ、それに従わなければならない。

④特許庁長は、産業財産の貿易統計に関する調査・分析のために必要な場合、企画財政部長官に大統領令で定める資料の提出を要請することができる。この場合、企画財政部長官は「外国為替取引法」第21条及び第22条にも関わらず要請された資料を提供することができる。

⑤第1項による調査・分析の対象と方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第14条（産業財産情報の利用及び提供）①特許庁長は、国家及び民間研究開発の効率性を高め、技術・産業に関連する戦略の策定・推進及び評価等を効果的に支援するため、「特許法」等の関連法令に従って公開された産業財産情報を収集・加工して利用するか、又は収集・加工された情報を提供することができる。

②特許庁長は、第1項により情報の提供を受けようとする者に実費の範囲で大統領令で定める手数料を受けることができる。

③第1項による産業財産情報の利用・提供手続及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第15条（国家安全保障等の目的の情報提供）①特許庁長は、国家の安全保障又は国の重大な利益に関わる技術等の流出防止及び保護のために必要な産業財産情報を関係中央行政機関に提供することができる。

②第1項により提供する産業財産情報の内容及び手続等について必要な事項は大統領令で定める。

第 16 条（国家及び民間研究開発における情報活用）①特許庁長は、産業財産情報を効果的に活用することで、国家及び民間研究開発の効率的な推進を支援するために、次の各号の施策を策定・推進することができる。

1. 未来有望技術及び研究開発課題を発掘するための産業財産情報の動向調査
2. 研究開発課題の効率的な推進のために全体の研究開発期間の間における産業財産情報の戦略的な調査・分析
3. 標準特許創出のための産業財産情報の戦略的な調査・分析
4. 研究開発成果の評価・移転・取引及び事業化等における産業財産情報を活用するための支援
5. 次の各目のいずれかに該当する者に対する産業財産情報の調査・分析能力を強化するための支援

イ. 科学・産業技術分野の研究者

ロ. 「国家研究開発革新法」第 2 条第 4 号による専門機関

ハ. 「知識財産基本法」第 3 条第 4 号による公共研究機関（以下、「公共研究機関」という。）

ニ. 「知識財産基本法」第 3 条第 5 号による事業者等（以下、「事業自ら」という。）

6. その他、国家及び民間研究開発の効率的な推進のために産業財産情報の活用が必要な事項

②科学・産業技術分野の研究者、公共研究機関及び事業者等は研究開発の効率性及び成果を向上させるために研究開発の推進過程において産業財産情報を活用するよう努力しなければならない。

第 17 条（産業財産診断機関の指定等）①特許庁長は、企業及び研究機関等の産業財産診断を効果的に実施するために、大統領令で定める施設及び人材を有する機関又は団体を産業財産診断機関（以下、「診断機関」という。）で指定することができる。

②特許庁長は、診断機関が実施した産業財産診断に支出された費用の全部又は一部を予算の範囲で支援することができる。

③特許庁長は、診断機関が次の各号のいずれかに該当する場合、その指定を取り消すか、又は 6 ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。但し、第 1 号に該当する場合、その指定を取り消さなければならない。

1. 偽りやその他の不正な方法で診断機関の指定を受けた場合

2. 産業財産診断を遂行する能力を失った場合

3. 第 1 項による指定基準を満たさなくなった場合

④診断機関の所属でない者は産業財産診断機関の名称を使用することはできない。

⑤第 1 項による診断機関の指定手続き及び第 3 項による行政処分の細部基準等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第4章 産業財産情報の管理及び活用促進のための基盤構築

第18条（研究開発の支援）①政府は産業財産情報の管理及び活用に関する技術、サービス及びソフトウェアに対する研究開発を促進することができるように努力しなければならない。

②政府は、第1項による研究開発を効率的に推進するために必要な場合、関連機関又は団体に研究開発を遂行させることができる。この場合、政府は研究開発の遂行に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

③政府は、第1項及び第2項により遂行された研究開発の成果（研究開発の成果物及び研究開発を遂行する過程に投入又は生成された研究資機材・材料・物品等を含む）が民間部門に円滑に移転されるように支援することができる。

第19条（専門人材の養成）政府は産業財産情報に関連する専門人材（以下、「専門人材」という。）を養成するために、次の各号の政策を策定・推進することができる。

1. 専門人材の需要実態把握及び中長期需給の計画
2. 専門人材養成教育・訓練プログラムの開発及び活用
3. 専門人材の雇用創出の支援
4. その他、産業財産情報に関連する専門人材の養成のために必要な事項

第20条（認識向上及び底辺拡大）政府は産業財産情報の重要性に対する国民の社会的認識を高め、その活用基盤を拡大するために次の各号のように支援することができる。

1. 科学・産業技術・デザイン分野の研究者等に対する産業財産情報の活用教育
2. 産業財産情報の活用における優秀事例の発掘及び褒賞
3. 産業財産情報の活用促進に向けた広報及び刊行物等の資料の発刊
4. その他、産業財産情報の活用に対する認識向上等のために必要な事項

第21条（国際協力）政府は産業財産情報に関連する国際協力を活性化するために国際機構・外国の政府・企業又は団体等と次の各号の政策を策定・推進することができる。

1. 国際機構又は外国政府との産業財産情報の相互交換
2. 産業財産情報に関連する国際共同調査・研究支援
3. 産業財産情報に関連する技術・人材の交流支援
4. 産業財産情報に関連する国際標準化活動の支援
5. 産業財産情報に関連する技術・システムの輸出又は導入
6. その他、産業財産情報に関連する国際協力の活性化のために必要な事項

第22条（セキュリティ及び品質管理）①特許庁長は、産業財産情報データベース及び産業財産情報システムへの不当なアクセスと利用又は産業財産情報の偽造・変造・毀損又は流出を防止するために必要なセキュリティ対策を策定・施行しなければならない。

②特許庁長は、産業財産情報の正確性と信頼性を確保するために品質診断・評価及び改善支援等、産業財産情報の品質管理に必要な支援をしなければならない。

③第2項による品質管理の対象、基準及び手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第23条（産業財産情報サービス業の育成）特許庁長は、産業財産情報サービス業を育成するために次の各号の事業を推進することができる。

1. 産業財産情報サービス業に関連する創業支援
2. 民間産業財産情報サービスの広報に向けた博覧会・展示会等の行事の開催
3. 優秀産業財産情報サービスの事業者及び創業事例に対する褒賞
4. 民間産業財産情報サービスに対する政府購買及び海外市場進出の支援
5. その他、産業財産情報サービス業の育成に必要な事業

第24条（民間サービスの開発・商用化促進）政府は産業財産情報化事業を推進する場合、市場への影響を事前に調査し、民間サービスの開発及び商用化の促進を妨げないようにしなければならない。

第25条（韓国特許情報院の設立等）①産業財産の情報化及び産業財産情報の活用基盤の構築に関する事業を効率的に支援するために韓国特許情報院（以下「情報院」という。）を設立する。

②情報院は法人とする。

③情報院は、その主な事務所の所在地で設立登記することにより、成立する。

④情報院は、次の各号の事業をする。

1. 産業財産情報データベースの構築・管理支援
2. 産業財産情報システムの構築・運営及び連携支援
3. 産業財産情報の加工及び普及支援
4. 産業財産統計及び情報検索サービス提供
5. 産業財産情報化の研究開発及び成果の民間移転を支援
6. 産業財産情報サービス業の育成支援
7. 産業財産情報に関連する国際協力の支援
8. 産業財産の情報化等に関する顧客支援
9. その他、産業財産の情報化等について特許庁長が委託する業務

⑤情報院は、第4項による事業の遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業をすることができる。

⑥政府は予算の範囲で情報院に事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

⑦情報院の所属でない者は、韓国特許情報院の名称を使用することはできない。

⑧情報院に関して、この法律の規定以外のものは、「民法」上財団法人に関する規定を準用する。

⑨特許庁長は、情報院の業務を指導・監督する。

第26条（韓国特許戦略開発院の設立等）①中央行政機関、地方自治体及び公共研究機関等の産業財産戦略策定及び研究開発の遂行に関する事業を効率的に支援するために、

韓国特許戦略開発院（以下、「戦略院」という）を設立する。

②戦略院は法人とする。

③戦略院は、その主な事務所の所在地で設立登記することにより、成立する。

④戦略院は、次の各号の事業を行う。

1. 産業財産情報の調査・分析支援
2. 研究計画段階における産業財産情報の動向調査支援
3. 研究開発過程における産業財産創出戦略の支援
4. 標準特許創出のための支援
5. 国家研究開発による産業財産の成果調査・分析及び管理
6. 産業財産と連携した研究開発戦略に関連する政策研究・実態調査及び成果分析
7. その他、産業財産戦略の策定及び効率的な研究開発の遂行について、関連中央行政機関の長が委託する業務

⑤戦略院は、第 4 項 による事業遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業をすることができる。

⑥政府は予算の範囲で戦略院に事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

⑦戦略院の所属でない者は韓国特許戦略開発院の名称を使用することはできない。

⑧戦略院に関して、この法律の規定以外のものは、「民法」上財団法人に関する規定を準用する。

⑨特許庁長は、戦略院の業務を指導・監督する。

第 5 章 補則

第 27 条（業務の委託）特許庁長は、この法律による業務の一部を大統領令で定めることにより文書電子化機関、診断機関、情報院、戦略院又はその他の関連機関・法人又は団体に委託することができる。

第 28 条（秘密維持義務）①次の各号のいずれかに該当する機関・法人・団体の役職員又は役職員であった者は、職務上知り得た出願中の産業財産について秘密を漏洩するか、又は盗用してはならない。

1. 文書電子化機関
2. 第 15 条により情報の提供を受けた関係中央行政機関（法令により行政権を持っているか、委任又は委託を受けた機関・団体を含む。以下同じ。）
3. 情報院
4. 戦略院

②第 1 項第 2 号による関係中央行政機関及び第 27 条により業務の一部を委託された機関・法人・団体の役職員又は役職員であった者は職務上知った秘密（第 1 項による出願中の産業財産に関する秘密は除外する。以下同じ。）を漏洩するか、又は盗用して

はならない。

第 29 条（聴聞）特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する処分をするためには聴聞をしなければならない。

1. 第 12 条第 6 項による文書電子化機関における産業財産文書電子化業務の委託取消し

2. 第 17 条第 3 項による診断機関の指定取消し又は業務の停止

第 30 条（罰則適用における公務員擬制）第 27 条により特許庁長が委託した業務に従事する機関・法人又は団体の役職員は「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用する際には、公務員とみなす。

第 6 章 罰則

第 31 条（罰則）①第 28 条第 1 項に違反して職務上知った出願中の産業財産に関する秘密を漏洩又は盗用した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 28 条第 2 項に違反して職務上知った秘密を漏洩又は盗用した者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 32 条（過怠料）①次の各号のいずれかに該当する者には 1 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 17 条第 4 項に違反して産業財産診断機関の名称を使用した者

2. 第 25 条第 7 項に違反して韓国特許情報院の名称を使用した者

3. 第 26 条第 7 項に違反して韓国特許戦略開発院の名称を使用した者

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めることにより特許庁長が賦課・徴収する。

附則

第 1 条（施行日）この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条（産業財産診断機関の指定に関する経過措置）この法律施行当時の従前の「発明振興法」第 36 条により産業財産権診断機関として指定されたものは、この法第 17 条により診断機関として指定されたものとみなす。

第 3 条（韓国特許戦略開発院に関する経過措置）この法律施行当時の従前の「発明振興法」第 55 条の 5 により設立された韓国特許戦略開発院（以下、「韓国特許戦略開発院」という。）は、この法律第 26 条により設立された戦略院とみなす。

第 4 条（韓国特許情報院の設立準備）①特許庁長は、情報院の設立に関する事務を処理するために、この法律の公布日から 30 日以内に委員長を含む 7 名以内の設立委員を委嘱し、韓国特許情報院設立委員会（以下「設立委員会」という。）を構成する。

②設立委員会は、次の各号の事項を作成し、特許庁長の認可を受けなければならない。

1. 情報院の定款

2. 情報院が承継する次の各目の事項に関する計画

イ. この法律施行当時の「民法」第 32 条により設立された財団法人韓国特許情報院（以下「財団法人」という。）が保有する債権・債務、その他の権利・義務及び財産の処分

ロ. 財団法人に所属する職員の承継

③設立委員会は、第 2 項による認可を受けた際には、遅滞なく情報院の設立登記をした後、情報院の院長に事務を引き継がなければならない。

④設立委員会及び設立委員は、第 3 項による事務引継が終了した際には、解散及び解嘱されたものとみなす。

⑤情報院の最初の院長、理事及び監査は設立委員会の推薦により特許庁長が任命する。

⑥情報院の設立準備にかかる費用は、財団法人の予算から支援を受けることができる。

第 5 条（韓国特許情報院の設立による経過措置）①財団法人の権利・義務、財産及び職員は附則第 4 条第 2 項第 2 号により特許庁長の認可を受けた計画内容に従って情報院が承継する。

②情報院に承継される財産の価額は、設立登記日前日の帳簿価額とする。

③この法律施行当時の登記簿やその他公簿に表示された財団法人の名義は附則第 4 条第 2 項第 2 号により特許庁長の認可を受けた計画内容により情報院の名義とみなす。

④この法律の施行前に財団法人が行った行為又は財団法人に対して行なわれた行為は、附則第 4 条第 2 項第 2 号により特許庁長の認可を受けた計画内容により情報院が行った行為又は情報院に対して行われた行為とみなす。

第 6 条（公共機関指定に関する経過措置）この法律施行当時の財団法人に対して企画財政部長官が「公共機関の運営に関する法律」に基づいて公共機関に指定したものは、この法律による情報院に対して指定したものとみなす。

第 7 条（他法律の改正）①デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第 207 条第 1 項第 2 号のうち、「第 208 条第 2 項によるデザイン文書」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第 12 条第 1 項による産業財産文書」とする。
第 208 条を削除する。

第 226 条のうち、「専門機関又は第 208 条によるデザイン文書電子化機関」を「専門機関」とする。

②商標法の一部を次のように改正する。

第 216 条第 1 項第 2 号のうち、「第 217 条第 2 項による商標文書」を「『産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律』第 12 条第 1 項による産業財産文書」とする。

第 217 条を削除する。

③特許法の一部を次のように改正する。

第 217 条第 1 項第 2 号のうち、「第 217 条の 2 第 1 項による特許文書」を「『産業財産

情報の管理及び活用促進に関する法律』第12条第1項による産業財産文書」とする。
第217条の2を削除する。

第226条の2第1項のうち、「専門機関、第58条第3項による専担機関又は特許文書電子化機関」を「専門機関又は第58条第3項による専担機関」とする。

第8条（他法令との関係） この法律施行当時に他の法令で従前の「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」、「発明振興法」の規定を引用した場合、この法律のいずれかに該当する規定があれば、従前の規定に代わってこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

1-2 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2113081）

議案情報システム（2021.11.2.）

議案番号：2113081

提案日：2021年11月2日

提案者：カン・フンシク議員外9人

提案理由

特許・デザイン等産業財産情報の活用促進のための「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」制定案の発議により、既存「発明振興法」で制定法律案に移管される産業財産情報関連条項を削除するなどの整理を通じて、両法律間の整合性を向上させようとするものである。

主要内容

- ワ. 産業財産情報に関連する「産業財産権情報」、「産業財産権情報化」等の用語の定義を削除する（案第2条第6号から第8号まで削除等）。
- カ. 産業財産権情報の提供及び活用促進関連条項の移管により、当該条項を削除し、第2章第3節の見出しを「発明振興の基盤造成」に変更する（案第20条、第20条の2、第20条の4等削除）。
- コ. 産業財産権情報管理・活用専門機関（情報化専門機関、産業財産権診断機関、韓国特許戦略開発院）の法的根拠移管により、関連条項を削除する（案第20条の3、第36条、第55条の5から第55条の7まで等削除）。

参考事項

この法律案はカン・フンシク議員が代表発議した「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律案」（議案番号第13079号）の議決を前提とするもので、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第2条第6号から第8号までをそれぞれ削除し、同条第9号の仮見出しを次のようにする。

イ. 「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」第2条第7号による産業財産情報
サービス業

第2章第3節の見出し「産業財産権情報の提供及び活用促進」を「発明振興の基盤造成」にする。

第20条、第20条の2から第20条の5まで、第20条の8、第36条及び第37条をそれぞれ削除する。

第50条の3第4項を次のようにする。

④ 海外産業財産権センターは第2項による業務を遂行するために、必要な範囲で収益事業が可能である。

第6章の3（第55条の5から第55条の7まで）を削除する。

第56条第2項のうち、「情報化専門機関、協会」を「協会」に、「戦略院、発明機関」を「発明機関」にする。

第57条第2号及び第5号をそれぞれ削除する。

第57条の2第5号及び第6号をそれぞれ削除する。

第59条第1項のうち、「情報化専門機関、特許技術事業化斡旋センター、韓国発明振興会、保護院及び戦略院」を「特許技術事業化斡旋センター、韓国発明振興会及び保護院」にする。

第60条第1項第7号を削除する。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1 - 3 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2113171）

議案情報システム（2021.11.8.）

議案番号：2113171

提案日：2021年11月8日

提案者：ホン・ジョンミン議員外10人

提案理由

- イ. 信義誠実の原則及び自由心証主義は、特許審判の基本原則又は運営の原則であるが、「デザイン保護法」はそれに対する根拠規定を設けていないという問題がある。
 - ロ. 現行の「デザイン保護法」は、第132条第2項で審判長が審判事務を総括すると規定しているだけで、審判長の審理指揮に対する根拠規定を設けておらず、第142条第8項で審判長が審判廷内の秩序を維持するということを包括的にのみ規定し、秩序維持の実効性を確保しにくいという問題がある。
 - ハ. 現行の「デザイン保護法」は、第145条第2項で民事訴訟法の証拠調査及び証拠保全に関する規定を包括的に準用するだけで、別途の証拠調査規定を設けていないため、国民が準用される規定の範囲を正確に認知できず、審判官別にも解釈上の差があり、積極的な証拠調査を阻害するという問題がある。
- ニ. また、現行の「デザイン保護法」第229条は、虚偽の陳述、正当な理由なく資料提出拒否等、証拠調査を妨害した者に対する過料の上限額を20年以上50万ウォンに維持しているため、過料執行によって証拠調査拒否を予防するという法律の目的を達成するには不十分であり、証拠調査方法の中に現場調査拒否や妨害に対する過料の賦課規定は抜けているという問題がある。

主要内容

- イ. 信義誠実の原則及び自由心証主義の明文化(案第118条の2新設及び第145条の2新設)
特許審判の基本原則または運営原則である信義誠実の原則および自由心証主義を「デザイン保護法」に明文化し、特許審判の土台を築こうとする。
- ロ. 審判長の指揮権の強化(案第142条の2新設及び案第229条第1項第5号新設)
 - 1) 審判長が審理を指揮することを明示し、口述審理において発言を許可するか、又は発言を禁止し、口述審理を妨害する者に対して退廷を命令する等、審判廷の秩序維持のための具体的な措置を明文化して(案第142条の2新設)、審決過程を指揮監督する審判長の地位を強化し、これにより効率的な審理及び紛争の迅速な解決を図ろうとする。
 - 2) また、審判長の退廷命令等、秩序維持に必要な措置に従わない者に対しては過料を科すことができるように規定して秩序維持規定の実効性を確保しようとする(案第229条第1項第5号の新設)。
- ハ. 特許審判証拠調査の強化(案第145条第1項各号新設及び案第229条第1項改正)。
 - 1) 「デザイン保護法」第145条第1項各号に当事者や証人の尋問、鑑定等の代表的な証拠調査方法を例示的に規定し(案第145条第1項各号新設)、特許審判における証拠調査に対する国民の理解度を高め、審判官が積極的な証拠調査を行うよう促す考えである。
 - 2) 証拠調査拒否に対する過料の上限額を50万ウォンから500万ウォンに引き上げ(案第

229条第1項本文改正)、現場調査を拒否した者に対しても過料を賦課できるよう根拠規定を新設して(案第229条第1項第4号新設)、過料賦課に伴う証拠調査拒否防止の実効性を確保しようとする。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第7章に第118条の2を次のように新設する。

第118条の2(信義誠実の原則) 当事者と審判関係人は信義に基づいて誠実に審判を遂行しなければならない。

第142条第8項を削除する。

第142条の2を次のように新設する。

第142条の2(審判長の指揮権) ①審判長は審理を指揮する。

②審判長は口述審理中、審判廷の秩序を維持する。

③審判長は口述審理で発言を許可するか、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。

④審判長は口述審理を妨害する者に退廷を命令するか、又はその他の審判廷の秩序を維持するために必要な措置を取ることができる。

第145条第1項の中で、「証拠調査」を「次の各号の方法を含む証拠調査」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 当事者や承認を尋問する方法
2. 鑑定に必要な学識と経験を有する第3者に鑑定を要求する方法
3. 当事者や証人等が持っている文書・帳簿・物、又はその他の証拠資料の提出を要求し、留置及び検証する方法
4. 当事者又は関係人の住所・居所・事業場やその他の必要な場所に立ち入り、当事者又は関係人に質問するか、或いは書類・物等を調査・検証する方法

第145条の2を次のように新設する。

第145条の2(事実判断) 審判官は審理全体の趣旨と証拠調査の結果を酌量して、自由な心証で論理と経験の法則に基づいて事実を判断する。

第229条第1項各号以外の部分で「50万ウォン」を「500万ウォン」とし、同項に第4号及び第5号をそれぞれ次のように新設する。

4. 正当な理由なく第145条第1項第4号による特許審判員の証拠調査や証拠保全行為を拒否、妨害又は忌避した者
5. 第142条の2第4項による審判長の命令に従わない者

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-4 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2113181）

議案情報システム（2021.11.8.）

議案番号：2113181

提案日：2021年11月8日

提案者：ホン・ジョンミン議員外10人

提案理由

信義誠実の原則及び自由心証主義は、特許審判の基本原則又は運営の原則であるが、実用新案法はそれに対する根拠規定を設けていないという問題がある。

現行の「実用新案法」は、第33条で特許法第145条第2項を準用する方式で審判長が審判事務を総括すると規定しているだけで、審判長の審理指揮に対する根拠規定を設けておらず、同様に第33条で特許法第154条第9項を準用する方式で審判長が審判廷内の秩序を維持するということを包括的にのみ規定し、秩序維持の実効性を確保しにくいという問題がある。

また、現行の「実用新案法」は、第33条で民事訴訟法の証拠調査及び証拠保全に関する規定を包括的に準用する特許法第157条第2項を準用するだけで、別途の証拠調査規定を設けていないため、国民が準用される規定の範囲を正確に認知できず、審判官別にも解釈上の差があり、積極的な証拠調査を阻害するという問題がある。

一方で、現行の「実用新案法」第52条は、虚偽の陳述、正当な理由なく資料提出拒否等、証拠調査を妨害した者に対する過料の上限額を20年以上50万ウォンに維持しているため、過料執行によって証拠調査拒否を予防するという法律の目的を達成するには不十分であり、証拠調査方法の中に現場調査拒否や妨害に対する過料の賦課規定は抜けているという問題がある。

主要内容

イ. 信義誠実の原則及び自由心証主義の明文化（案第33条）

「特許法」第132条の17及び第157条の2にそれぞれ信義誠実の原則及び自由心証主義を明文化し、それを「実用新案法」第33条で準用する方法で特許審判の基本原則又は運営の原則である信義誠実の原則及び自由心証主義を実用新案法に明文化して、特許審判の土台を築こうとする。

ロ. 審判長の指揮権の強化（案第33条、第52条第1項第5号新設）

1) 「特許法」第154条の2に審判長が審理を指揮することを明示し、口述審理において発

言を許可するか、又は発言を禁止し、口述審理を妨害する者に対して退廷を命令する等、審判廷の秩序維持のための具体的な措置を明文化する規定を新設し、それを「実用新案法」第33条で準用して、審決過程を指揮監督する審判長の地位を強化し、これにより効率的な審理及び紛争の迅速な解決を図ろうとする。

2) また、審判長の退廷命令等、秩序維持に必要な措置に従わない者に対しては過料を科すことができるように規定して秩序維持規定の実効性を確保しようとする。

ハ. 特許審判証拠調査の強化（案第33条及び第52条第1項）。

1) 「特許法」第157条第1項各号に当事者や証人の尋問、鑑定等の代表的な証拠調査方法を例示的に規定し、それを「実用新案法」第33条で準用して、特許審判における証拠調査に対する国民の理解度を高め、審判官が積極的な証拠調査を行うよう促す考えである。

2) 証拠調査拒否に対する過料の上限額を50万ウォンから500万ウォンに引き上げ、現場調査を拒否した者に対しても過料を賦課できるよう根拠規定を新設して、過料賦課に伴う証拠調査拒否防止の実効性を確保しようとする。

参考事項

この法律案は、ホン・ジョンミン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第13180号）の議決を前提とするものであるため、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合は、それに合わせて調整されるべきであろう。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号の中で、「同法第132条の17」を「同法第132条の18」とする。

法律第18409号実用新案法の一部改正法律第33条の中で、「特許法」第132条の17を「特許法」第132条の17、第132条の18」とし、「第158条まで」を「第157条まで、第157条の2、第158条」とする。

第52条第1項各号以外の部分で「50万ウォン」を「500万ウォン」とし、同項に第4号及び第5号をそれぞれ次のように新設する。

6. 正当な理由なく第33条によって準用される特許法第157条第1項第4号に基づいた特許審判員の証拠調査や証拠保全行為を拒否、妨害又は忌避した者
7. 第33条によって準用される特許法第154条の2第4項に基づいた審判長の命令に従わない者

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-5 商標法の一部改正法律案（議案番号：2113176）

議案情報システム（2021.11.8.）

議案番号：2113176

提案日：2021年11月8日

提案者：ホン・ジョンミン議員外10人

提案理由

信義誠実の原則及び自由心証主義は、特許審判の基本原則又は運営の原則であるが、商標法はそれに対する根拠規定を設けていないという問題がある。

現行の「商標法」は、第131条第2項で審判長が審判事務を総括すると規定しているだけで、審判長の審理指揮に対する根拠規定を設けておらず、第141条第8項で審判長が審判廷内の秩序を維持するということを包括的にのみ規定し、秩序維持の実効性を確保しにくいという問題がある。

現行の「商標法」は、第144条第2項で民事訴訟法の証拠調査及び証拠保全に関する規定を包括的に準用するだけで、別途の証拠調査規定を設けていないため、国民が準用される規定の範囲を正確に認知できず、審判官別にも解釈上の差があり、積極的な証拠調査を阻害するという問題がある。

また、現行の「商標法」第237条は、虚偽の陳述、正当な理由なく資料提出拒否等、証拠調査を妨害した者に対する過料の上限額を20年以上50万ウォンに維持しているため、過料執行によって証拠調査拒否を予防するという法律の目的を達成するには不十分であり、証拠調査方法の中に現場調査拒否や妨害に対する過料の賦課規定は抜けているという問題がある。

主要内容

イ. 信義誠実の原則及び自由心証主義の明文化（案第114条2新設及び第144条の2新設）

特許審判の基本原則又は運営の原則である信義誠実の原則及び自由心証主義を商標法に明文化し、特許審判の土台を築こうとする。

ロ. 審判長の指揮権の強化（案第141条2新設及び案第237条第1項第5号新設）

- 1) 審判長が審理を指揮することを明示し、口述審理において発言を許可するか、又は発言を禁止し、口述審理を妨害する者に対して退廷を命令する等、審判廷の秩序維持のための具体的な措置を明文化して、審決過程を指揮監督する審判長の地位を強化

し、これにより効率的な審理及び紛争の迅速な解決を図ろうとする。

2) また、審判長の退廷命令等、秩序維持に必要な措置に従わない者に対しては過料を科すことができるように規定して秩序維持規定の実効性を確保しようとする（案第237条第1項第5号の新設）。

ハ. 特許審判証拠調査の強化（案第144条第1項各号新設及び案第237条第1項）。

1) 商標法第144条第1項各号に当事者や証人の尋問、鑑定等の代表的な証拠調査方法を例示的に規定し、特許審判における証拠調査に対する国民の理解度を高め、審判官が積極的な証拠調査を行うよう促す考えである。

2) 証拠調査拒否に対する過料の上限額を50万ウォンから500万ウォンに引き上げ（案第237条第1項各号以外の部分）、現場調査を拒否した者に対しても過料を賦課できるよう根拠規定を新設して、過料賦課に伴う証拠調査拒否防止の実効性を確保しようとする。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第7章に第114条の2を次のように新設する。

第114条の2（信義誠実の原則）当事者と審判関係人は信義に基づいて誠実に審判を遂行しなければならない。

第141条第8項を削除する。

第141条の2を次のように新設する。

第141条の2（審判長の指揮権）①審判長は審理を指揮する。

②審判長は口述審理中、審判廷の秩序を維持する。

③審判長は口述審理で発言を許可するか、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。

④審判長は口述審理を妨害する者に退廷を命令するか、又はその他の審判廷の秩序を維持するために必要な措置を取ることができる。

第144条第1項の中で、「証拠調査」を「次の各号の方法を含む証拠調査」とし、同項に各号を次のように新設する。

5. 当事者や承認を尋問する方法

6. 鑑定に必要な学識と経験を有する第3者に鑑定を要求する方法

7. 当事者や証人等が持っている文書・帳簿・物、又はその他の証拠資料の提出を要求し、留置及び検証する方法

8. 当事者又は関係人の住所・居所・事業場やその他の必要な場所に立ち入り、当事者又

は関係人に質問するか、或いは書類・物等を調査・検証する方法
第144条の2を次のように新設する。

第144条の2（事実判断） 審判官は審理全体の趣旨と証拠調査の結果を酌量して、自由な心証で論理と経験の法則に基づいて事実を判断する。

第237条第1項各号以外の部分で「50万ウォン」を「500万ウォン」とし、同項に第4号及び第5号をそれぞれ次のように新設する。

8. 正当な理由なく第144条第1項第4号による特許審判員の証拠調査や証拠保全行為を拒否、妨害又は忌避した者
9. 第141条の2第4項による審判長の命令に従わない者

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1－6 特許法の一部改正法律案（議案番号：2113180）

議案情報システム（2021.11.8.）

議案番号：2113180

提案日：2021年11月8日

提案者：ホン・ジョンミン議員外10人

提案理由

信義誠実の原則及び自由心証主義は、特許審判の基本原則又は運営の原則であるが、特許法はそれに対する根拠規定を設けていないという問題がある。

現行の「特許法」は、第145条第2項で審判長が審判事務を総括すると規定しているだけで、審判長の審理指揮に対する根拠規定を設けておらず、第154条第9項で審判長が審判廷内の秩序を維持するということを包括的にのみ規定し、秩序維持の実効性を確保しにくいという問題がある。

現行の「特許法」は、第157条第2項で民事訴訟法の証拠調査及び証拠保全に関する規定を包括的に準用するだけで、別途の証拠調査規定を設けていないため、国民が準用される規定の範囲を正確に認知できず、審判官別にも解釈上の差があり、積極的な証拠調査を阻害するという問題がある。

一方で、現行の「特許法」第232条は、虚偽の陳述、正当な理由なく資料提出拒否等、証拠調査を妨害した者に対する過料の上限額を20年以上50万ウォンに維持しているため、過料執行によって証拠調査拒否を予防するという法律の目的を達成するには不十分であり、証拠調査方法の中に現場調査拒否や妨害に対する過料の賦課規定は抜けているとい

う問題がある。

主要内容

- イ. 信義誠実の原則及び自由心証主義の明文化(案第132条の17新設及び第157条の2新設)
特許審判の基本原則又は運営原則である信義誠実の原則及び自由心証主義を「特許法に明文化し、特許審判の土台を築こうとする。
- ロ. 審判長の指揮権の強化(案第154条の2新設及び第232条第1項第5号新設)
 - 1) 審判長が審理を指揮することを明示し、口述審理において発言を許可するか、又は発言を禁止し、口述審理を妨害する者に対して退廷を命令する等、審判廷の秩序維持のための具体的な措置を明文化して、審決過程を指揮監督する審判長の地位を強化し、これにより効率的な審理及び紛争の迅速な解決を図ろうとする。
 - 2) また、審判長の退廷命令等、秩序維持に必要な措置に従わない者に対しては過料を科すことができるように規定して秩序維持規定の実効性を確保しようとする。
- ハ. 特許審判証拠調査の強化(案第157条第1項各号新設及び案第232条第1項)。
 - 1) 特許法第157条第1項各号に当事者や証人の尋問、鑑定等の代表的な証拠調査方法を例示的に規定し、特許審判における証拠調査に対する国民の理解度を高め、審判官が積極的な証拠調査を行うよう促す考えである。
 - 2) 証拠調査拒否に対する過料の上限額を50万ウォンから500万ウォンに引き上げ、現場調査を拒否した者に対しても過料を賦課できるよう根拠規定を新設して(案第229条第1項第4号新設)、過料賦課に伴う証拠調査拒否防止の実効性を確保しようとする。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第6条第7号のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第11条第1項第6号のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第15条第1項の本文のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第17条第1号のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第51条第3項の但し書のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第52条第1項第2号のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第53条第1項第1号のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

法律第18505号の特許法一部改正法律第67条の2第1項各号以外の部分の本文のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

法律第18505号の特許法一部改正法律第132条の17を第132条の18とし、第132条の17を次

のように新設する。

第132条の17（信義誠実の原則）当事者と審判関係人は信義に基づいて誠実に審判を遂行しなければならない。

第140条の2第1項各号以外の部分のうち、「132条の17」を「第132条の18」とする。

第154条第9項を削除する。

第154条の2を第154条の3とし、第154条の2を次のように新設する。

第154条の2（審判長の指揮権）①審判長は審理を指揮する。

②審判長は口述審理中、審判廷の秩序を維持する。

③審判長は口述審理で発言を許可するか、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。

④審判長は口述審理を妨害する者に退廷を命令するか、又はその他の審判廷の秩序を維持するために必要な措置を取ることができる。

第157条第1項のうち、「証拠調査」を「次の各号の方法を含む証拠調査」とし、同項に各号を次のように新設する。

9. 当事者や承認を尋問する方法

10. 鑑定に必要な学識と経験を有する第3者に鑑定を要求する方法

11. 当事者や証人等が持っている文書・帳簿・物、又はその他の証拠資料の提出を要求し、留置及び検証する方法

12. 当事者又は関係人の住所・居所・事業場やその他の必要な場所に立ち入り、当事者又は関係人に質問するか、或いは書類・物等を調査・検証する方法

第157条の2を次のように新設する。

第157条の2（事実判断）審判官は審理全体の趣旨と証拠調査の結果を酌量して、自由な心証で論理と経験の法則に基づいて事実を判断する。

第165条第3項のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第170条第1項の後段のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第176条第1項のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第216条第2項第2号のうち、「第132条の17」を「第132条の18」とする。

第232条第1項各号以外の部分のうち、「50万ウォン」を「500万ウォン」とし、同項に第4号及び第5号をそれぞれ次のように新設する。

10. 正当な理由なく第157条第1項第4号による特許審判員の証拠調査や証拠保全行為を拒否、妨害又は忌避した者

11. 第154条の2第4項による審判長の命令に従わない者

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

中小ベンチャー企業部公告第 2021-579 号

「大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条の規定に基づいて次のとおり公告します。

2021 年 11 月 9 日

中小ベンチャー企業部長官

「大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行令」の一部改正令案立法予告

1. 改正理由

秘密保持契約の導入等を通じて受託・委託取引において中小企業の技術保護を強化する内容に「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」（法律第 18431 号、2021. 8. 17. 改正、2022. 2. 18. 施行）が改正されたことにより、法律で委任された事項を規定し、現行制度の運営上に浮上した一部の不備を改善・補完しようとするものである。

2. 主要内容

- イ. 法律第 21 条の 2 第 1 項第 4 号により、受託企業が委託企業に技術資料を提供する場合に締結すべき秘密保持契約の具体的な記載事項を規定（案第 14 条）
- ロ. 中小企業事業調整審議会の効率的な運営のために、委員長を中小ベンチャー企業部の次官から高位公務員団公務員に変更（案第 21 条）
- ハ. 技術資料の流用行為関連調査拒否に対する過料の引上げ、秘密保持契約の未履行に対する過料の導入等、改正法律の内容を反映（案第 28 条）
 - 1) 施行令別表 2 の一般基準に違反行為の回数による累積処分の賦課基準を明示し、個別基準に法律第 25 条第 2 項の技術資料の流用関連調査拒否の場合、過料の賦課基準を 1 千万ウォン、2 千 5 百万ウォン、5 千万ウォンと累積処分によって細分化する
 - 2) 施行令別表 2 に秘密保持契約の未履行に対する過料の賦課基準を追加し、違反行為者が大企業の場合と中小企業の場合を区分して過料を策定する

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2021 年 12 月 20 日までに国民参与立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出す

るか、次の事項を記載した意見書を中小ベンチャー企業部長官に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）
- ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便：〒30121 世宗市カルム路 180
世宗ファイナンスセンター3次5階中小ベンチャー企業部技術保護課
- 電子郵便：myaudience@korea.kr
- ファックス：044-204-7789

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、中小ベンチャー企業部の技術保護課（電話：044-204-7784、ファックス：044-204-7789）にお問い合わせください。

1-8 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（代案）（議案番号：2113233）

議案情報システム（2021.11.10.）

議案番号：2113233

提案日：2021年11月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

- イ. 2021年1月21日、キム・ギョンマン議員が代表発議した「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」と2021年2月2日、イ・チョルギョ議員が代表発議した「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」を第385回国会（臨時会）の第1回産産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年3月8日）にそれぞれ上程して提案説明と専門委員の検討報告を聞き、代替討論を経て産業通商資源特許小委員会に回付した。
- ロ. 第385回国会（臨時会）の第2回産産業通商資源特許小委員会（2021年3月16日）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して委員会の代案として提案することにした。
- ハ. 第385回国会（臨時会）の第2回産産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021年3月18日）で産業通商資源特許小委員会が審査報告した通り、2件の法律案をそれぞれ本会議に付議しないことにし、産業通商資源特許小委員会が設けた委員会の代案を提案

することに議決した。

2. 代案の提案理由

第四次産業革命、人工知能等、デジタル時代の根幹であるデータの重要性が日増しに高くなっており、ビッグデータを活用して経済的な付加価値を創出しているが、データを保護できる法的基盤の不備があるため、良質のデータが円滑に利用・流通されることを阻害している。

また、韓流の影響力が拡大して有名人の肖像・氏名等を使用する製品及びサービスが多様化しており、それに関連する不法商品の製作・販売行為も増加しているが、有名人等の財産的損失や消費者に発生した被害を適切に保護することに限界がある実情である。

そのため、一部では、データ又は有名人の肖像・氏名等に独自の権利を付与して保護しようという議論が提起されてきたが、データの場合「民法」上、物に該当しないため、所有権が認められにくく、肖像等の場合も一身専属的な性格により権利の譲渡・相続が不可能であるため、商標権と権利衝突が発生する等、その特性上、複雑な議論や副作用を引き起こす可能性があるとして指摘されている。

一方、最近の大法院は、他人が営業目的で公開したデータと有名人の肖像・氏名等が持つ経済的価値を相当な投資と努力の成果」として認め、それを無断使用した行為を不正競争行為として制裁したことがある。ただし、これは、この法律の補足的な一般条項に基づくものであり、今後発生しうる多様な形態の無断使用行為を適切に制裁するには限界がある。

そこで、データを不正に使用する行為と有名人の肖像・氏名等の人的な識別標識を無断使用する行為をそれぞれ不正競争行為の類型として明確に規定し制裁することで、健全な取引秩序を確立し、不当な被害から消費者を保護しようとするものである。

3. 代案の主要内容

イ. この法律で保護する「データ」を、「『データ基本法』第2条第1号によるデータのうち、業として特定人又は特定多数に提供されるもので、電子的な方法により相当量が蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報」と定義し、データを不正に使用する行為を不正競争行為の類型として新設するとともに、具体的な禁止行為として次の4つの行為の類型を規定する（案第2条第1号ル目新設）。

- 1) アクセス権限のない者が窃取・詐欺・不正なアクセス、その他不正な手段でデータを取得することや、その取得したデータを使用・公開する行為
- 2) アクセス権限のある者が不正な目的でデータを第三者に提供することや、使用・公開する行為
- 3) 1)又は2)が介入された事実を知ってデータを取得することや、その取得したデータ

を使用・公開する行為

4) データの技術的保護措置を無力化する行為

- ロ. 有名人の肖像・氏名等、他人を識別することができる標識を公平な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為の類型として新設する。((案第2条第1号ヲ目新設)。
- ハ. データに個人情報が含まれている場合「個人情報保護法」を優先適用するようにするなど、他の法律との関係を明確に規定する(案第15条第1項及び第2項)。

4. 参考事項

この法律案は、チョ・スンレ議員が代表発議した「データ基本法案」(議案番号第2106182号)の議決を前提にするもので、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号のル目をワ目とし、同号にル目及びヲ目をそれぞれ次のように新設する。

- ル. データ(「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」第2条第1号によるデータのうち、業として特定人又は特定多数に提供されるもので、電子的な方法により相当量が蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報を言う。以下同じ。)を不正に使用する行為として次のいずれかに該当する行為
- 1) アクセス権限のない者が窃取・欺瞞・不正なアクセス、その他不正な手段でデータを取得することや、その取得したデータを使用・公開する行為
 - 2) データの保有者との契約関係等により、データへのアクセス権限のある者が不正な利益を得るか、又はデータの保有者に損害を与える目的で、そのデータを使用・公開することや第三者に提供する行為
 - 3) 1) 又は2) が介入された事実を知ってデータを取得することや、その取得したデータを使用・公開する行為
 - 4) 正当な権限なく、データの保護のために適用した技術的な保護措置を回避・除去又は変更(以下、「無力化」という。)することを主な目的とする技術・サービス・装置又はその装置の部品を提供・輸入・輸出・製造・譲渡・貸与又は伝送するか、それを譲渡・貸与するために展示する行為。但し、技術的保護措置の研究・開発のために技術的な保護措置を無力化する装置又はその部品を製造する場合には、この限りでない。

ヲ．国内に広く認識されており、経済的価値を持つ他人の氏名、肖像、音声、署名等、その他人を識別することができる標識を公平な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

第7条第1項及び第8条第1項のうち、「ル目」をそれぞれ「ワ目」とする。

第15条第1項のうち、『農水産物品質管理法』又は『著作権法』を『農水産物品質管理法』、『著作権法』又は『個人情報保護法』とし、同条第2項のうち「ヌ目及びル目」を「ヌ目からワ目まで」とする。

第18条第3項第1号のうち「ヌ目及びル目」を「ヌ目、ル目1」から3)まで、ヲ目及びワ目」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、2022年4月20日から施行する。但し、第2条第1号ヲ目の改正規定及び第15条第2項・第18条第3項第1号の改正規定のうち、第2条第1号ヲ目に関する部分は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（他法律の改正）商標法の一部を次のように改正する。

第92条第2項のうち、「第2条第1号ヌ目」を「第2条第1号ワ目」とする。

1－9 特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則(産業通商資源部令第436号)

電子官報(2021.11.11.)

産業通商資源部令第436号

特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則を次のとおり公布する。

2021年11月11日

産業通商資源部長官

特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則

特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号のうち、「第12条の3による医療給与」を「第2条第2号による」とし、同項第2号ロ目のうち、『5・18民主有功者礼遇に関する法律』を『5・18民主有功者礼遇及び団体設立に関する法律』とし、同条第2項及び第3項をそれぞれ次のようにする。

②申請人は、審判長が「特許法」第162条第3項、「実用新案法」第33条、「デザイン保護法」第150条第3項又は「商標法」第149条第3項により審理終結を通知するまで、別

紙書式の国選代理人選任申請書に第 1 項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添付して提出しなければならない。ただし、特許審判院長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて添付しなければならない書類に関する情報を確認できる場合には、その確認により当該書類の提出を代わりとし、申請人が確認に同意しない場合にのみ、当該書類を提出しなければならない。

③特許審判院長は、被請求人が第 2 項による国選代理人の選任申請書を「特許法」第 147 条第 1 項、「実用新案法」第 33 条、「デザイン保護法」第 134 条第 1 項又は「商標法」第 133 条第 1 項により定められた答弁書の提出期間（「特許法」第 15 条第 2 項、「実用新案法」第 3 条、「デザイン保護法」第 17 条第 2 項又は「商標法」第 17 条第 2 項により期間が延長された場合、その延長された期間をいう。）が満了する前までに提出した場合には、職権で答弁書の提出期間を延長することができる。

第 4 条第 2 項のうち、「第 1 項及び第 2 項」を「第 1 項」とする。

別紙の書式を別紙のようにする。

附 則

第 1 条（施行日） この規則は、公布日から施行する。

第 2 条（国選代理人選任の申請人及び申請期限の拡大に関する適用例） 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の改正規定は、この規則の施行当時に特許、実用新案、デザイン、商標に対する審判手続きが進行中である場合にも適用する。

改正理由及び主要内容

経済的な理由により代理人の選任に苦勞している特許審判当事者の権益保護を強化するために、国選代理人の選任を申請できる基礎生活受給者の範囲を医療給与受給者からすべての基礎生活受給者に拡大する。また、特許審判の手続きが進行中である際には、いつでも国選代理人の助力を受けることができるようにするために、国選代理人選任の申請期限を審判長が審理終結を通知するまでに延長し、国選代理人を選任する申請人の利便性を高めるために、国選代理人選任申請書に添付すべき証明書類のうち、特許審判院長が行政情報共同利用システムでその内容を確認できる場合は、それを確認することで、該当書類の提出の代わりとすることができるようにするなど、現行制度の運営上現れた一部の不備を補完・改善しようとするものである。

1-10 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2113300）

議案情報システム（2021.11.15.）

議案番号：2113300

提案日：2021年11月15日

提案者：キム・ギョンマン議員外19人

提案理由及び主要内容

現行法によると、他人の相当な投資や努力で作られた成果等を公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自らの営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為に該当する一つの類型として規定している。

しかし、当該条項は、不正競争行為に包摂されない残りの不正競争行為を包括的に規定している補充的な一般条項であることを理由に、特許庁長及び地方自治団体の長の行政調査のみならず調査結果による是正勧告及び罰則の適用を排除している。

ところが、ベンチャー企業やスタートアップが相当の投資と努力を払って作ったオンラインサービスのような場合、大企業が市場調査という名目で無断で使用し、アイデアと成果を盗用する事例が後を絶たないにもかかわらず、行政庁は、法の適用対象ではないことを理由に介入せず、当事者間の法的訴訟で解決すべきだという立場は、事実上、大企業の横暴を黙認し、革新ベンチャー企業とスタートアップの創業意志をくじく不公正な処置である。

そのため、不正競争行為の補充的一般条項の行為に対しては、特許庁長に限って行政調査を実施できるようにし、違反行為が摘発された際は是正勧告及び3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処することで中小ベンチャー企業の保護を強化しようとするものである。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「チ目とル目」を「チ目」に改め、同項にただし書を次のように新設する。

ただし、第2条第1号ル目の不正競争行為に対する調査及び検査の命令権限は特許庁長に限る。

第8条第1項中「チ目とル目」を「チ目」に改める。

第18条第3項第1号中「チ目、ヌ目及びブル目」を「チ目及びヌ目」に改める。

附 則

この法律は公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

1-11 [説明資料] 弁理士法改正案は産業財産権の価値評価を独占する内容ではありません

韓国特許庁 (2021. 11. 8.)

2021年11月7日の電子新聞<知識財産サービス協会「弁理士法改正案間違い…産業財産権価値評価独占」>報道に対し、次のように説明いたします。

[報道内容]

知識財産サービス協会が、最近発議された弁理士法一部改正法律案について

- 1) 事実上、弁理士の業務領域を拡大させるための法案であり、
- 2) 産業財産権の価値評価業務を特定の資格士のみできるように制限する市場・産業規制で、従来の従事者の職業選択の自由を侵害しかねないことを懸念すると報道した

[特許庁の立場]

- 1) 改正案は弁理士の業務領域を拡大させる内容とはいえません。現行の弁理士法(※)により、弁理士はすでに産業財産権に関する「法律鑑定」だけでなく「価額鑑定」業務も行っており、同改正案はこれを明確にすることに意義があります。※(現行弁理士法第2条) 弁理士は、特許庁又は法院に対し、特許等に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他事務を遂行することを業とする。したがって、弁理士はすでに特許侵害訴訟で損害額を鑑定する専門鑑定人として法院に出席しており、IP金融・取引等のための価値評価などの業務を行っています。
- 2) 改正案は産業財産権の価値評価業務を特定資格証の保持者のみできるように制限する内容ではありません。

同改正案は、弁理士の業務領域を明確にすることに過ぎず、他の資格士または機関の産業財産権の価値評価業務を禁止する内容とは全く関係がありません(※)。したがって、市場・産業を規制するとはいえ、従来の従事者の職業選択の自由を侵害するといえません。※同改正案はひとえに弁理士法第2条(弁理士の業務)のみを規定することに過ぎず、第21条(非弁理士の禁止業務)は現行と同様である

1-12 [説明資料] 知的財産サービス企業の価値評価業務に制約が発生しないようにします

韓国特許庁 (2021. 11. 9.)

特許庁は、知的財産サービス企業が行っている、知的財産価値評価などの業務に制約が発生しないようにします。

11月9日、電子新聞『「知識財産サービス協会」、弁理士法の改正案は撤回すべき…。産業界における紛争を招く』の報道について、次のように説明します。

[報道内容]

IPサービス協会は、最近発議された弁理士法の改正案が

- (1) 現行弁理士の業務範囲を拡大し、
- (2) 特定の専門資格を有する者のみ、IP鑑定業務を行えるように制限することで、IPサービス産業界の紛争および困難を招く可能性があることと懸念しており、
- (3) 同産業界の意見を全く反映していない特許庁に極めて遺憾である。

と報道した。

[特許庁の立場]

(1) 最近、中央行政審判委員会の裁決（2021年3月）の内容から、「特許庁・法院」と関係のない「民間領域」における特許などの権利性分析も弁理士の鑑定業務に該当すると判断したことにも照らしても、同改正案が弁理士の業務領域を拡大するものとはいえません。

(2) 同改正案は、特許などにおける有・無効の判断など、すでに現行の弁護士法で弁護士・弁理士以外に行うことができないように定められた「法律鑑定」のみを禁止対象としています。

また、「他の法律により許容される場合」は禁止対象から除外されるため、発明振興法などによりIPサービス企業などが合法的に遂行することができる業務範囲には影響しません。

(3) 特許庁は、これまで産業財産権鑑定に関する弁理士法の改正方向についてIPサービス協会などと議論を続けており、これからも、この案件に対するコミュニケーションを強化してIPサービス企業がこれまで合法的に行っていた業務に制約が生じないように取り組んでいきます。

データ取引の活性化・活用促進など、データ産業の発展が期待される

韓国特許庁は、データを不正に使用する行為を不正競争行為として新設し保護する内容の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」(以下「不正競争防止法」)の一部改正案が11日(木曜)に国会本会議を通過し、2022年4月から施行されると明らかにした。

データは第四次産業革命時代とデジタル時代の根幹であり、その重要性は日増しに高まっている。しかし、それを保護する法律的な基盤が不十分であり、良質のデータが円滑に利用・流通されていないという指摘があった。それにより、データ保護規定の必要性が提起された。

政府は、これまでデータ保護制度を設けるために党政庁会議、第四次産業革命委員会のハッカソンを開催した。会議には関係部処、産業界、法曹界、学界、市民団体などが参加し、多様な意見を提示して討論を行った。

このような過程を経て、科学技術情報通信部は「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」(以下「データ基本法」)でデータ保護の一般原則を定め、具体的なデータ不正使用行為の内容と救済手段などについては不正競争防止法に委任することにした。

今回改正された不正競争防止法には、データ不正使用行為が不正競争行為の一種として追加された。今後、データ不正使用行為に対する禁止請求・損害賠償請求など、民事的救済措置が可能となり、特許庁の行政調査・是正勧告などの行政的救済措置も可能になる。

具体的な保護対象となるデータとしては、特定対象との取引のためのものであること、電子的に管理されること、相当量蓄積されて経済的価値を有すること、公開を前提とすることなどといった要件を備えたものに限定される。保護対象のデータを限定した理由は、すべてのデータを保護する場合、過度な規制になる可能性があり、データ産業の発展と国民の便益のためには、データの利用・流通を活性させなければならないからである。

本改正法律案は2022年4月20日からデータ基本法と同時に施行される予定で、残りの期間に具体的な行政調査の基準を設けるとともに、多様なメディアを活用して企業、協会・団体、国民を対象に関連内容を広報する予定である。

本改正法律案を代表発議したキム・ギョンマン議員は、「今回の法改正を通じてデジタル時代の根幹であるデータを保護できるようになった」とし、「これから、データ経済の活性化とデータ産業の発展に今回の法律案が重要な役割を果たせるようになると期待している」とコメントした。

特許庁長は、「データが金融資本と肩を並べられる主要な資源として浮上しているにもかかわらず、これまで不正な取得・使用行為を適切に規制できる規定は不十分だった」とし、「今回の法改正により企業が安心してデータを取引できる環境が整備され、韓国におけるデータ取引市場がさらに活性化できると期待する」と述べた。

関係機関の動き

2-1 国際知的財産教育もメタバースの時代!!

韓国特許庁 (2021. 11. 2.)

韓国特許庁、メタバース活用した

「韓-WIPO 協力、第 12 回国際知的財産専門家認証過程」開設

韓国特許庁は、「韓-世界知的所有権機関 (WIPO) 国際知的財産専門家認証過程 (AICC, Advanced International Certificate Course)」を 11 月 1 日月曜日から 5 日間、メタバース (meta-verse: 超越を意味するメタ (meta) と現実世界を意味するユニバース (universe) の合成語で、現実とつながった仮想世界) プラットフォームでオンライン運営すると発表した。

本過程は、途上国内の知的財産専門家を対象に、知的財産を活用したグローバル経営戦略について教育するリアルタイムでのオンラインインテンシブ過程である。今年は事前にオンラインコンテンツを受講した 120 カ国 1,317 人のうち、成績が優秀な受講生の約 50 人を本教育課程の対象として選抜し、運営する予定である。

本過程は、第四次産業革命時代における効果的な知的財産活用経営戦略、人工知能と知的財産、オープン型イノベーション戦略 (open innovation) などの科目で構成されており、受講生が中核知的財産の事例を学習し討論しながら実務能力を向上させるよう、様々なプログラムが提供される。

米ノースウェスタン大学ロースクールの教授、韓国科学技術院 (KAIST) 知的財産大学院の教授など、韓国国内外の著名な知的財産専門家が講師として参加する予定である。

特に今年は、代表的なメタバースプラットフォームの一つである「ギャザータウン (Gather Town: ミスタートアップ Gather が作ったオンラインオフィス)」を教育課程に活用する予定であり、これによって、グラフィック活用度を最大化した仮想教育場内で、受講生が実際に教育に参加しているような臨場感と没入感を感じられるようにした。

また、受講生が人工知能分野の知的財産関連問題および戦略的知的財産経営に関する仮想事例等をメタバース内で自由に討論する中で、コンセンサスの形成が強化され、参加者間コミュニケーションが円滑になり、従来のオンライン教育に比べて大きな学習効果を出すと期待される。

こうした試みは、すでに多様な分野で活用されているメタバースプラットフォームを国際知的財産教育分野に導入することで、主に一方向教育で運営されるオンライン教育環境を参加者が自由にコミュニケーションできる教育環境に変えて提供すると言える。また、これを通じて、技術強国である韓国の姿を世界に発信することに意義があるだろう。

特許庁はこれまで世界知的所有権機関 (WIPO) とともに、「知的財産 (IP) パノラマ (ビジネス観点での知的財産権活用戦略学習コンテンツ)」を含めたさまざまなグローバル知的財産コンテンツを開発および普及してきた。特に、2010 年から途上国の知的財産専門家を育成するために、世界知的所有権機関 (WIPO)、韓国科学技術院 (KAIST) および韓国発明振興会との協力を通じて本教育課程を共同で運営している。

特許庁の国際知的財産研修院長は、「コロナ禍が早めたデジタル転換時代に合わせて持続的にグローバル教育課程を多角化していく」とし、「こうした試みが政府の新南方および新北方政策の推進と相まって相乗効果を出すことを願う」と述べた。

一方、本過程に関するより詳しい事項は、グローバル知的財産学習サイト (<http://www.kipoacademy.kr>) で確認できる。

2-2 地域社会問題、国民のアイデアで解決する

韓国特許庁 (2021. 11. 4.)

高額の大学書籍が負担になる経済的に苦しい学生の困難を解決するアイデア、
「特許庁・ソウル市アイデア公募大会」最優秀賞受賞

韓国特許庁は、国民のクリエイティブなアイデアで多様な地域社会問題を解決するために4月から開催した「特許庁・ソウル市アイデア公募大会」が成功裏に幕を閉じたと発表した。

今回の公募大会は、ソウル地域の社会問題を解決しようとするソウル所在の13の企業・機関等が参加し、発題した13の課題について4月28日から7月6日まで国民のアイデアを公募し、計151件のアイデアが寄せられた。

外部専門家の書面審査、先行技術調査および最終面接等を7月から9月まで3回にわたって審査し、特許庁長賞およびソウル市長賞を含めて計9件の受賞作を選定した。

受賞作のうち、最高賞の特許庁長賞には、非営利団体十匙一飯（シプシイルバン）の「経済的に苦しい大学生の大学書籍貧困問題を解決するためのアイデア」という課題に対し、ピョン・ヘリンさんが提案したアイデア「大学の中古書籍サブスクリプションサービスBOOKFLIX（ブックフリックス）」が選定された。

経済的に苦しい大学生が高額の大学書籍で感じる負担を解決するためのアイデアで、学校（図書館）と大学書籍の提供者および利用者である学生の役割を具体的に提案した。

また、ソウル市長賞は、グッドアティテュードの「高齢者のデジタルデバイスの利用をサポートできるアイデア」という課題に対してアイデアを提案したキム・スヨンさんとキム・ジウクさん、キム・ジョンさんチームが受賞した。

授賞の他に、キムスアドとグッドアティテュードの2つの企業は、計3件のアイデアに対して別途の報奨金を支給し、アイデアの提案者と購入契約を締結した。

ソウル市農水産食品公社（江西支社）など、4つの機関の場合、計8件のアイデアを無償で提供され、収益金の3分の2以上を社会に還元することにした。

特許庁のアイデア取引担当官は、「今回の公募大会は国民のクリエイティブなアイデアが地域社会の問題解決に貢献できるきっかけとなったことに大きな意義があり、こうした趣旨を引き継いでいくため、ソウル市以外の他の地方自治体とも公募大会を開催する計画だ」と述べた。

2-3 韓国特許庁、「知識財産革新企業協議会総会」を開催

韓国特許庁 (2021. 11. 4.)

特許を基盤とする研究開発戦略 (IP-R&D) の優秀機関に授賞し、優秀事例を共有

韓国特許庁は 11 月 5 日 (金曜) 午後 2 時、ソウルインペリアルパレスホテルで「知識財産革新企業協議会総会」を開き、「第 4 期知識財産革新企業協議会 (以下、協議会)」の発足式を行うと発表した。

※特許基盤の研究開発戦略 (IP-R&D) : 既存の特許データを分析し、他人が保有している特許と重複しないように、最適な研究開発 (R&D) の方向を決めていく方法

※※知識財産革新企業協議会 : 特許庁が支援する IP-R&D 事業に参加した産・学・研が知的財産の情報を相互共有するため、2014 年 4 月に作成した協議体

第 1 部セッションの発足式では、アン・ユンス新任会長をはじめ、12 人の会長団と 6 人の広報大使 (※) に対する委嘱が行われた。第 2 部セッションでは、特許基盤の研究開発戦略 (IP-R&D) の優秀機関などに対する授賞式と受賞者の優秀事例を共有する時間が設けられる。

※今回初めて導入された IP-R&D 広報大使制度は、IP-R&D 事業の成功体験を会員社を含む企業らに共有・拡散するとともに、改善点を政策に反映することに大きく貢献すると期待

2021 年の授賞式では、新型コロナウイルスの拡散によって延期された、2020 年度優秀機関に対する授賞式も行われる。2020 年、2021 年度の IP-R&D 優秀機関 18 チーム、「公共機関保有特許優秀管理機関」3 チームなど、計 28 チームに賞を与える。

「IP-R&D 優秀機関賞」は IP-R&D 支援事業に参加した産学研の中で、IP 創出、商用化および技術移転、売上拡大など優秀な成果を出した機関に与えられる賞である。2020 年度の最優秀賞に、「Neuramedy」、「PI 先端素材」、「韓国食品研究院」、2021 年度の最優秀賞に、「CHA ワクチン研究所」、「INTIN」、「PIRECO」が選定された。

※優秀賞 : (2020 年) 「Jastec M」、「N Cat」、高麗大学校医療院 / (2021) ソールブレイン、Speclipse、ProAbTech

※※奨励賞 : (2020 年) 「EDENLUX」、「VIRNECT」、「PROSTEMICS」 / (2021 年) 「Endo Robotics」、「Brain U」、「GiEVER」

また、「公共機関保有特許優秀管理機関賞」は、公共機関保有特許診断支援事業（※）を通じて、効率的な特許管理能力を発揮した機関に与えられる賞であり、2021 年度最優秀賞は韓国電気研究院に選ばれた。

※大学・公共研の特許のうち、未活用特許の割合を減らし、特許維持にかかる費用負担を軽減するために大学・公共研が保有している特許の診断とカスタマイズ型管理戦略を提供する事業

※※優秀賞：（2020 年）国立水産科学院 / （2021 年）安東大学校産学協力団

当日、IP-R&D 優秀機関の代表として優秀事例を発表する「CHA ワクチン研究所」は、「抗がんワクチンおよび免疫抗がん治療剤」に IP-R&D を適用して新規免疫増強剤の技術を確保し、ワクチン投与方法に関する特許を取得した。その結果、230 億ウォンの投資を誘致するという成果を出した。「PI 先端素材」の場合、ポリイミド素材に関連する特許を 51 件も確保しており、充実した特許ポートフォリオを構築し、素材・部品・設備分野における技術競争力の強化に寄与したことが評価され、高い点数を受けた。

特許庁長は、「日本の対韓輸出規制に備えるため、素材・部品・設備分野の国産化に IP-R&D が大きく貢献した。それと同じくコロナ禍のゲームチェンジャーだと言われているワクチン・治療薬の開発にも IP-R&D が、障壁の高い特許を回避する戦略を立てることなどに重要な役割を果たせると期待している」とし、「特許庁は協議会と連携して IP-R&D 優秀事例を発掘し、研究開発の現場に広がるよう、持続的に取り組んでいきたい」と述べた。

2-4 「K 造船」の未来、産学官が一緒に率いる

韓国特許庁（2021. 11. 5.）

第 1 回造船海洋・知的財産専門家討論会開催

韓国特許庁は、造船海洋分野の競争力強化および未来問題に対する対応方法を模索するため、「第 1 回造船海洋・知的財産専門家討論会」を韓国群山（クンサン）で 11 月 5 日金曜日午前 11 時に開催すると発表した。

液化天然ガス（LNG）船舶分野で圧倒的な世界 1 位を維持し、「K 造船」を再度飛躍させるためには、船舶のエコ化とスマート化というグローバル環境の変化を先導する技術開発と、専門人材の安定的かつ持続的な確保が重要である。したがって、業界・学界・政府の緊密な協力が必要である。

今回の討論会は、7月に「特許庁・韓国造船海洋プラント協会・大韓造船学会」の3者間で締結された業務協約による共同努力の初の成果として、「造船海洋産業知的財産権関連問題および人手需給戦略」というテーマで「2021年度大韓造船学会定期総会および秋季学術大会」の企画セッションで行われる。

主題講演では、韓国海洋大学のペ・ジェリユ教授が「造船海洋産業の現在・未来と知的財産権関連問題」について説明し、続いて特許庁運送機械審査課のキム・ハクス事務官が「エコおよび水素船舶の特許分析」について講演する。韓国造船海洋プラント協会のクォン・ボンギ部長は「造船分野専門人材の需給および育成戦略」について説明し、木浦海洋大学のイ・ドンゴン教授は「大学の造船工学科教育課程改善方策」について講演する。

その後、参加者討論では、産学官が共に技術開発の方向性および知的財産権確保戦略、韓国の造船業界が直面した人手問題と中長期人材育成ロードマップ、韓国国内外大学の造船海洋教育課程の現状および改善の方向性について議論する予定である。

特許庁の運送機械審査課長は、「今回の討論会を通じて、造船海洋分野の産学官の専門家および従事者が2050カーボンニュートラルと第四次産業革命というグローバル環境の変化がもたらす問題点を共有し、対応方法を模索する場が構築されることを期待する」と強調し、特許庁は「特許ビッグデータ分析の活性化で未来船舶技術の開発と強い特許が創出される環境づくりに最善を尽くす」述べた。

2-5 「特許製品」と言ったのに…キャンプ用品の知的財産権虚偽表示に注意

韓国特許庁（2021.11.8.）

韓国特許庁、キャンプ用品の知的財産権虚偽表示 696件摘発

韓国特許庁は、オンラインマーケットで販売しているキャンプ用品に対して販売揭示物5,000件を対象に特許などにおける知的財産権虚偽表示を特別点検（※）した結果、12の製品から696件の虚偽表示を摘発したと発表した。

※主なオンラインマーケット（11番街、Gmarket、G9、Auction、NAVERスマートストア、Interpark、Coupang、TMON、WeMakePrice）で販売されているキャンプ用品を対象に1カ月間（9月8日から10月8日まで）実施

今回の点検は、新型コロナウイルスの長期化により距離確保のできるキャンプに対する関心および需要が増加し、いわゆる「キャンプ族」「車中泊族（※）」が増えるにつれて、

車中泊用品を含むキャンプ用品(※※)を購入する消費者の被害を防ぐために行われた。

※車内で宿泊する旅行者

※※車中泊テント、車中泊マット、ペーパー鍋、キャンプパラソル、キャンプ食器乾燥ネット、キャンプグリルなど

虚偽表示として摘発された類型を見ると、知的財産権の名称を誤って表示した行為(527件、75.7%)、権利が消滅した後も有効な権利として表示した行為(125件、17.9%)、出願中の商品に対して登録と表示した行為(44件、6.3%)などである。

韓国特許庁は、摘発された696件を対象に、事業者には知的財産権虚偽表示に該当する揭示物を告知し、正しい表示方法について案内、虚偽表示した揭示物に対する修正、削除などの是正措置を取るようにした。

また、韓国特許庁では、積極行政の一貫として、消費者の知的財産権虚偽表示に対する理解を深めるために、今回点検した事例のうち知識財産権表示の正しい製品情報などを、知識財産権虚偽表示申告センター統合システム(www.ip-navi.or.kr)を通じて提供する予定である。

韓国特許庁と韓国知識財産保護院は、国民の趣味・余暇に関する製品における知識財産権虚偽表示の点検を強化し、知識財産権虚偽表示を予防するために主要オンライン事業者および出店販売者などを対象に関連教育を拡大運営する計画である。

2-6 全羅南道のデジタル時代を導く知的財産フェスティバル開幕

韓国特許庁(2021.11.8.)

8日、全羅南道中小企業振興院で「全羅南道知的財産フェスティバル」開催

韓国特許庁と全羅南道は、8日月曜日午後1時、全羅南道中小企業振興院で「2021全羅南道知的財産フェスティバル」をオンラインで開催する。

※イベントは特許庁公式YouTube(www.youtube.com/user/kipoworld)から放送される

今年で第7回を迎える今回のイベントは、「デジタル時代を導く知的財産(e-RUN ライフお得な知的財産)」をテーマに開催される。全羅南道の有望な中小企業の知的財産基盤成功ノウハウの共有、優秀な知的財産の広報、知的財産マーケットなど、多彩な特化イベントが行われる。

イベントの期間中には、全羅南道の研究機関（木浦海洋大、全南大）の特許技術を、それを必要とする企業（チョンスマリン、エコソルト）に移転する知的財産技術移転の契約締結式も行われ、全羅南道地域の知的財産取引および事業化の成果も共有する。

また、地域の予備起業家と中小企業の隘路事項を解消するための知的財産・金融・法律・税務分野の専門家の1対1遠隔相談が設けられる。他にも、全羅南道地域の機関・企業が保有している優秀な知的財産と予備起業家・企業等をマッチする「知的財産マーケット」も開かれる。

さらに、エコエネルギー分野の全羅南道型ニューディール政策を知的財産の観点で分かりやすく説明するトークショーと全羅南道発明教育センターの学生を対象に「私も知的財産知識王」クイズ大会を開催して、知的財産に対する関心を高める予定である。

今回のイベントでは、知的財産の創出および事業化で全羅南道の知的財産の発展に貢献した知的財産功労者を表彰する授賞式も行われる。

特許庁の産業財産政策局長は、「今回のイベントの成功ノウハウ事例で紹介されるあるローカル中小企業の場合、保有技術の特許権の確保をもとに最近売上の規模が大幅に拡大した」とし、「特許庁はこれからも全羅南道をはじめとするローカル中小企業が知的財産に基づいて成長し、地域経済だけでなく国の経済にも貢献できるよう積極的に後押しする」と述べた。

【売上成長企業の事例】

A 企業は韓国初のエコ連続式熱分解システム処理に強い企業で、2019年から特許を出願し始め、7件の特許を登録した。韓国内の熱分解分野企業のうち最多の特許を保有しており、高い競争力を確保した。これをもとに売上高も大きく増加（※）した。

※2018年の売上高9千6百万ウォンから2020年に195百万ウォンと、20倍以上増加

2-7 特許審判中、いつでも国選代理人をサポートします！

韓国特許庁（2021.11.10.）

国選代理人の申請期間・支援対象の拡大

「特許審判員国選代理人（※）の選任及び運営に関する規則」が改定されたことにより、審判事件で社会・経済的弱者の権益保護が一層強化される見込みだ。

※審判事件の当事者のうち、代理人のいない社会・経済的弱者に代理人の選任を支援する制度

韓国特許庁は、国選代理人の選任申請期間およびその支援対象を拡大し、申請手続きを簡素化することを主な内容とする規則の改定案を 11 月 11 日（木曜）から施行すると発表した。

今回の改定を通じて、国選代理人選任の支援対象になる者は、該当の審判事件の審理が終結する前まで、いつでも国選代理人の選任申請をすることができる。そして、国選代理人選任の支援対象に「国民基礎生活保障法」上の給与受給者が全部含まれるようになり、その支援対象の範囲が拡大される。

※申請期間：（従来）請求人は審判請求日から 1 ヶ月、被請求人は答弁書提出期間の満了日まで申請可能→（改正）請求人、被請求人いずれも審理終結前まで申請可能

※申請対象：（従来）「国民基礎生活保護法」上、医療給与受給者のみ対象→（改正）「国民基礎生活保護法」上、給与受給者の全体を含む

さらに、国選代理人を選任する対象者が証明書類を提出するとき、行政情報共同利用システムで確認できる書類（※）については、提出を省略することができ、国選代理人選任の申請手続きが簡素化される。

※国民基礎生活受給者証明書、障害者証明書、国家有功者（遺族）確認書、5・18 民主有功者（遺族）確認書、事業者登録証明、中小企業確認書など

一方、国選代理人を選任した対象者は、納付した審判手数料（審判請求料および訂正請求料）を審判事件が終了した後に返してもらうことができる。

特許審判院長は、「審判事件の当事者が経済的な理由により代理人を選任できず、審判事件に適切に対応できないことはなくすべき」とし、「特許審判院は今後も社会・経済的弱者の知財権保護のために支援範囲を拡大していくつもりである」と述べた。

特許審判院の国選代理人に関する事項は、特許審判院審判政策課（+82-42-481-5484、sohnmj@korea.kr）にお問い合わせすれば良い。

キラキラ輝く私たちの発明ストーリー

- ・ 11月11日～13日、3日間オン・オフラインで開催
- ・ 韓国最大規模の青少年発明フェスティバル、オンライン展示館・メタバース授賞式も実施

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2021 青少年発明フェスティバル」が11月11日から13日までキンテックスで開催される。

「自己発光、キラキラ輝く私たちの発明ストーリー」というスローガンを掲げた青少年発明フェスティバルは、優れた発明アイデアを発掘し、発明の文化を広げるために開催される韓国最大規模の行事である。

2021年には「大韓民国学生発明展示会」、「全国教員発明品コンテスト」、「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」、「YIP（青少年発明家プログラム）」など4つの発明・創造力コンテストを同時開催し、さまざまな発明体験プログラムを提供する予定である。

今回の行事は新型コロナウイルスの拡散を防止するため、オフライン授賞式の規模を大幅に縮小することになり、オン・オフラインの授賞式・展示会が並行で開催される。また、行事を安全に運営するために検温、防疫キューブを利用した消毒、事前座席指定などを行い、防疫措置を強化する予定である。

オフラインの授賞式には、韓国特許庁長と韓国発明振興会長が参加し、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の委員長、国会議員からのメッセージ映像が送られた。

今回の「大韓民国学生発明展示会」には、計7,341件の作品が出品され、212点が受賞した。そのうち、大統領賞は、場所によって内容が変わる「自動電子名札」を提出した忠州大原高等学校2年生の学生、国務総理賞は、静電容量方式の「非接触式汎用タッチポインター入力装置」を出品した世宗科学芸術英才学校2年生の学生、浄水器の廃フィルターを活用した「自動浄化筆洗器」を出品した統営女子中学校2年生の学生がそれぞれ選ばれた。

また、「全国教員発明品コンテスト」では、「目の不自由な学生が伝統楽器を練習するために使うばち」を出品した慶南促石小学校の教師が教育部長官賞を受賞した。

一方、行事の2、3日目には、「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」と「YIP（青少年発明家プログラム）」の授賞式がメタバース空間で行われる。学生たちはそれぞれ自分のアバターでメタバース空間にアクセスし、賞をもらう予定である。

「大韓民国学生創意力チャンピオン大会（※）」には、計410チームの小・中・高等学校の学生が参加し、優れた創造力と団結心を発揮して課題（※※）を解決した36チームが受賞した。

※公告・募集：2～4月、予選：6月（表現・即席課題の対面評価）、本選：10月（表現課題の非対面評価）

※※創意力チャンピオン大会の表現課題：日常のことや規則をクロスオーバーして起こりそうな状況をストーリーテリングする課題

本大会の大賞は、小学校部門「チュンサヨンイ」チーム、中学校部門「オンライン・オンラインアップ」チーム、高等学校部門「タイム in 朝鮮」チームが受賞した。

「YIP（青少年発明家プログラム）」にも552チームが支援し、オンライン発表審査を通じて優秀なアイデアの40チームを選抜した。選ばれたチームには、アイデアの特許出願とともに、事業化計画の策定と創業過程も体験できるオン・オフライン教育および専門家コンサルティングを提供した。そして、コンテストも開催した。

コンテストの結果、キャリーバッグをモジュール化して消費者の利便性を高めた「機能改善キャリーバッグ」を発明した「NOVELFLOW」チームが大賞を受賞した。

行事期間中、展示場では大韓民国学生発明展示会の歴代の大統領賞受賞作品および2021年の受賞作品が展示される。また、新型コロナウイルスにより、現場に訪問できない観覧客のためにオンライン展示館を開くことで、いつでも観覧できるように運営する予定である。

※発明教育ポータルサイト（www.ip-edu.net）で常時運営する予定

さらに、「創意発明教育広報館」を設置して、特許庁の発明教育プログラムを紹介し、多様な体験プログラムを準備しており、観覧客が自ら参加して楽しめるイベントを企画した。

特許庁長は、「今回の行事により斬新なアイデアを生み出す優秀な若い発明家にたくさん会うことができた」とし、「これからも特許庁は、青少年たちが発明の夢を広げられるよう、発明・創造力の大会を持続的に拡大し、発明教育を通じて創意力とチャレンジ精神に富んだ未来の人材として成長できるように最大限支援していく考えである」と述べた。

2-9 韓国造幣公社と韓国コルマー、2021年特許技術賞世宗大王賞受賞

韓国特許庁（2021.11.12.）

韓国特許庁、2021年特許技術賞の授賞式開催

韓国特許庁は、11月12日金曜日14時に「2021年特許技術賞」の授賞式をソウルで開催した。

「特許技術賞」は、発明者の士気を高め、発明の雰囲気を広散させるために優秀な特許発明を発掘して授賞する制度である。当該特許を審査していた特許庁の審査官が1次的に推薦し、発明者が直接説明を行う第2次発表審査を経て受賞者を決める。

1992年第1回特許技術賞を初めに、ここ29年間合わせて77回にわたって計300件の優秀発明に対し、特許技術賞を発明者に授賞した。

1位賞の世宗大王賞は、「偽造防止用印刷物およびその製造方法」を発明した韓国造幣公社のオ・チャンジン研究員等と、「細胞受容体結合能のあるペプチドを含むマイクロカプセルおよびそれを含む化粧料の組成物」を発明した韓国コルマーのイ・ヒョンスクチーム長等がそれぞれ受賞した。

韓国造幣公社の発明は、印刷の際に特定模様の保安パターンを刻み、製品の真偽を確認する技術に関するものである。紙幣、商品券、機密文書だけでなく、包装製品など、偽造に狙われやすいブランド品にも適用できる。

また、特殊印刷物にもかかわらず、既存の工程を利用できるため生産単価が安だけでなく、スマートフォンの使用者であればアプリケーションから簡単に真偽を確認できる効果がある。

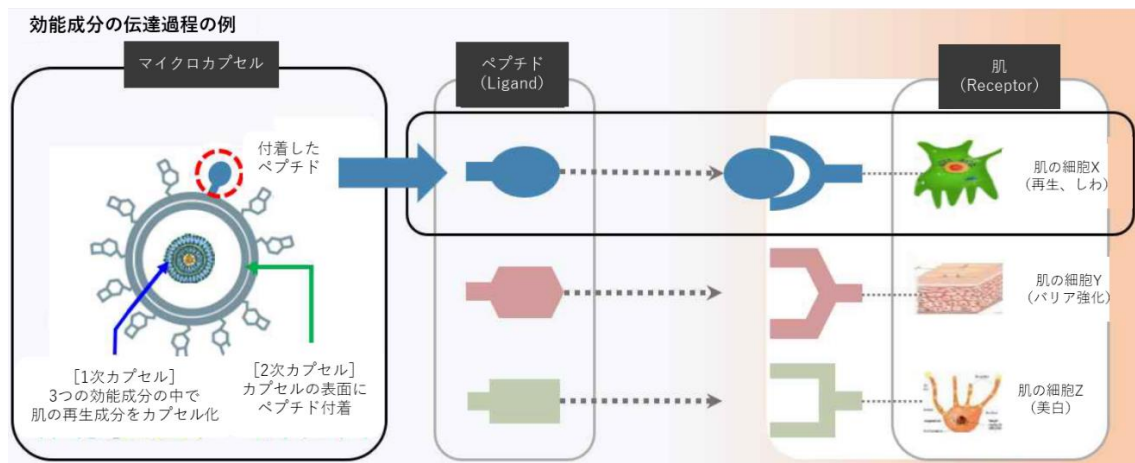


(図) 保安パターンを印刷して原本に隠された模様を入れ、スマートフォンから真偽を確認する技術（本物：模様有り、偽物：模様無し）

共同1位の韓国コルマーの発明は、効能成分が肌の細胞に効果的に吸収されるよう、効能成分を1次的にカプセル化した後、結合力を高めたペプチド（※）を2次的にカプセルに付着させる技術に関するものである。

※ペプチド：たんぱく質の基本構成要素で、非常に小さく、細胞の活動を促進する物質。主に高機能性化粧品や健康機能性製品に活用される。

本発明は、高価の効能成分を単に過量投入する既存の技術とは違い、3つの肌関連効能成分（肌の再生・バリア強化・美白）の伝達の効率性を最大化して、最小限の効能成分で優れた肌改善結果が得られる効果がある。今後、Kビューティーの存在感の向上と韓国の化粧品の海外市場開拓で大きく活躍すると期待される。



(図) 3つの効能成分の中で1つ(肌の再生)を小さな形で1次的にカプセル化して、特定模様のペプチドが付着された形で2次的にカプセル化し、効能別の成分が肌の最適のところにしっかり吸収されるよう伝達の効率を高める技術

2位賞の忠武公賞は、「人工血管製造用3Dプリンティングシステム」を発明した T&R BIOFAB のミン・ギョンヒョン課長等と、「保冷パッケージング装置」を発明した FMS Korea のイ・ジェウ部長等が受賞した。

T&R BIOFAB の発明は、3D バイオプリンターを利用して体内に移植可能な人工血管を製造する技術に関するものであり、FMS Korea の発明は、極低温での保管が必要な新型コロナワクチン等のパッケージング装置に関するものである。

他に、池錫永賞(4点)は、LG 生活健康、LG 電子、韓国エネルギー技術研究院、BioCrete が受賞し、洪大容賞(4点)は、韓国電子技術研究院、Samjung ENC、ビーケイエム、MORAI が受賞した。

この日、特許技術賞の授賞式に参加した特許庁長は、「今年、韓国は世界知的所有権機関(WIPO)が発表したグローバルイノベーション指数で、史上最高の世界5位に輝いた。こうした成果の背景には、新型コロナなど厳しい状況の中でも発明者たちのクリエイティブなチャレンジでGDPに対する特許出願が世界1位にのぼるなど、革新成果部門で優秀な成果を上げた経緯がある」とし、「特許庁は発明者たちのクリエイティブな努力が実を結べるよう、知的財産権を効果的に活用し、保護できる制度的な基盤作りに最善を尽くす」と述べた。

2021年の特許技術賞には、計146件が推薦され、12対1の高い競争力を示した。特許技術賞の受賞者には、世宗大王賞に1,000万ウォン等の賞金を与えられ、特許庁の発明奨励

事業（※）と中小ベンチャー企業部の創業最適型事業化支援事業の選定の際に優遇される。加えて、発明の事業化やマーケティングに役立つよう特許技術賞の受賞マークも一緒に提供する予定である。

※発明奨励事業：特許技術評価支援、知的財産活用戦略支援、特許技術取引コンサルティング、優秀製品の優先購入推薦など

2-10 特許庁推奨の創業アイテム、全政府レベルの公共データ創業コンテストで2年連続優秀賞受賞

韓国特許庁（2021.11.12.）

特許庁推奨の公共データを活用した創業アイテム、 全政府レベルの最終決戦で2年連続優秀賞受賞

韓国の行政安全部が主管する「全政府レベルの公共データを活用した創業アイテムコンテスト」の最終決戦で、特許庁が知的財産情報の活用コンテストから推奨した「商標の神」チームの「AIを基盤に商標登録の可能性を判断して提供するサービス」が優秀賞を受賞した。

このような結果は、2020年に「ディープカイズ」が優秀賞を受賞したことに続いての受賞となり、特許庁は、2021年の大会で唯一の2年連続受賞という快挙を成し遂げた中央行政機関となった。

受賞作は、2021年6月に特許庁が特許情報データを活用した創業を盛り上げるために主催した、「知的財産情報を活用した創業プランコンテスト」で優秀賞を受賞した作品である。

特許庁は、この作品を全政府レベルの大会に推奨し、それに関する特許情報データも無償で提供した。

「AIを基盤に商標登録の可能性を判断して提供するサービス」は、特許庁が開放した商標データを学習したAIチャットボットが、商標登録の可能性を予測するサービスであり、今後、サービスを発売することになれば、商標の登録可否を判断することに役立つと期待されている。

特許庁の情報顧客政策局長は、「これからも質の高い特許情報データの開放を拡大して、それに関連する創業が活性化するよう積極的に支援する」と述べた。

2-11 韓国特許庁、2021 発明教育コンファレンス開催

韓国特許庁 (2021. 11. 15.)

大田セミレ中学校キム・スンヒョン先生、発明教育大賞最優秀賞受賞
慶南昌寧ユオ小学校イ・ドヒョン先生、発明教育研究大会最優秀賞受賞

韓国特許庁は、韓国国内外の最新発明教育情報を共有し、優秀な発明教育事例の普及の場を設けるため、11月12～13日、京畿道高陽市 KINTEX で「2021 発明教育コンファレンス」を開催した。

今年で10回目を迎える当コンファレンスは、デジタル転換、ポストコロナなど、不確実な未来社会への転換に備えて優秀な発明教育モデルを発掘・普及させ、発明教育の裾野を広げるために「大転換の時代、発明教育のニューノーマル」というテーマで企画された。

2日にわたって行われた今回のイベントは、優秀発明教員の授賞式、発明・デザインの基調・特別講演、発明教育の優秀事例・モデルの共有、発明教育関係者間の分科別協議会、連合学術際等の内容で構成された。

発明教育に貢献した優秀教員を選定する発明教育大賞では、キム・スンヒョン先生（大田セミレ中学校）が最優秀賞（国家知識財産委員長賞）を受賞し、パク・ソンジン先生（光陽クァンヨン小学校）が教育部長官賞を、イム・ソンフン（梁山ムルグム中学校）、ナム・グァンヒョン（仁川ソナク小学校）、イ・ドヒョン（昌寧ユオ小学校）、チョ・ミギョン（南楊州ヘミル小学校）、イ・チャンジェ（仁川チンサン科学高校）先生がそれぞれ特許庁長賞を受賞した。カン・ヨンホ奨学士（全北群山教育支援庁）は発明基盤の創意・融合人材育成の隠れた功労を認められ、功労賞（特許庁長賞）を受賞した。

発明教育分野の優秀な研究課題を発掘するための全国教員発明教育研究大会では、「デザイン思考基盤のクリエイティブな問題解決力向上プログラム」を研究したイ・ドヒョン先生（昌寧ユオ小学校）が教育部長官賞を、「思考力プログラムによる未来創意発明力の向上方法」を研究したソン・チャンイク先生（巨済オリャン小学校）が特許庁長賞を受賞した。特に、イ・ドヒョン先生は発明教育大賞と本研究大会を同時に受賞する栄誉を得た。

基調講演および特別講演は「エドテック時代の発明メーカー教育（チョン・ジョンウク代表）」と「デザイン（シンキング）基盤の発明教育とその意義（キム・ドンハ教授）」というテーマで行われ、発明英才教育分野の研究課題の共有および発明教育関係者間の分科別協議会（発明教育政策協議会、発明人材育成協議会）も開催された。

2 日目に開かれた発明教育連合学術際は 1 部と 2 部に分かれていた。1 部は発明・知的財産教育の 2022 教育課程改定方向性教育をテーマに、2 部はポストコロナ時代、創意発明教育の危機と機会をテーマに発明教育専門家間の発表・討論が行われた。

特許庁の産業財産政策局長は「発明教育の現場で創意・融合人材育成に取り組んでいる教員および関係者の皆様のご尽力に感謝する」とし、「これから発明教育が教育の現場で一層普及・普遍化して、未来社会が求める創意・融合人材育成に貢献するよう努力する」と語った。

今回のイベントは新型コロナによってオフラインの参加者を最少化しており、特許庁の YouTube チャンネルからオンラインで生中継された。

2-12 特許・商標権の登録案内書、これからモバイルで受け取る

韓国特許庁（2021. 11. 15.）

11 月 15 日からモバイル電子告知・案内サービスを施行

*事例：多数の特許を持っている A さんは長期出張が多いため、いつも年次登録案内書の確認が遅れる場合が多い。そのため、登録料の納付期限に間に合わず、大切な特許が消滅した経験もある。しかし、これからは、いつでもどこでもモバイル案内書を受け取って、すぐに登録料も納付することができるようになり、もう納付期限に遅れるという心配は要らなくなった。

韓国特許庁は、非対面時代における国民の利便性を高めるために、これまで郵便で発送していた特許行政サービスの案内文を 11 月 15 日（月曜）から KAKAO TALK や NAVER のアプリケーションで受け取ることができるようにすると明らかにした。

案内文には、特許・商標権を維持するために必要な登録料の納付期限を案内する年次（更新）登録案内書も含まれている。引越などにより紙の案内書を受け取れなかったため、特許が消滅する被害を防ぐために、特許庁は 2021 年 7 月からモバイル電子告知システムの構築に着手し、4 ヶ月の開発期間を経て、本格的にサービスを開始するようになった。

今後、特許・商標権者などは年次（更新）登録案内書を KAKAO TALK または NAVER のアプリケーションで受け取ることになる。本人認証により案内書を確認することができ、それと同時に「特許路（www.patent.go.kr）」で登録料も納付することができるため、より便利になる見込みである。

もちろん、KAKAO TALK または NAVER で発送できないか、受信者が案内書を確認しない場合は、必ず郵便でも発送される。

また、審査過程において特許庁が発送する各種のオンライン通知書が、「特許路」の受信トレイに届くとすぐに通知メッセージも発送される。従来はサービス申請者のみに発送していたが、積極行政の一環として申請と関係なくサービス提供の範囲を拡大することにした。

ただし、「モバイル電子告知・案内」は受信者が個人である場合にできるものであり、本人の確認が難しい法人または代理人は従前のように郵便で発送する。

特許庁の関係者は「モバイル電子告知・案内」のサービスが施行され、年間最大 5 億ウォンの郵便費用と郵便物の搬送業務が削減され、行政業務の効率性も高まると見込んでいる。

特許庁の情報顧客支援局長は、「モバイル電子告知・案内を通じて、紙媒体の案内書の郵送が抱えていた問題点を根本的に改善できるようになった」と述べた。

さらに、「今後も特許顧客が改善効果を直接体感できるデジタルサービスを特許行政の全般に拡大するために取り組んでいくつもりである」と述べた。

2-13 特許庁、「標準特許案内書 2.0」を発刊・配布

韓国特許庁（2021. 11. 15.）

標準特許における戦略を実際の事例を用いて分かりやすく説明し、
「事実上の標準化機構」の最新動向情報も提供

韓国特許庁は、2016 年に発刊した「標準特許案内書」を改訂し、「標準特許案内書 2.0」を発刊・配布すると明らかにした。

「標準特許案内書」は、企業や大学・公共研究機関など、現場の研究者が標準特許の概念を理解しやすくするとともに、自ら標準特許確保の戦略を立てられるように支援する目的で執筆されたものである。

2016年に初めて発刊されてから5年が経ったため、最新情報のアップデートが求められており、研究者の理解を深めるためには、実際の事例を活用した説明が必要であるとの要求が寄せられてきていた。

今回の改訂版では、R&D-標準化における12段階の標準特許戦略ごとに通信技術の標準化事例を挙げることで、既存の概念的説明を補い、標準特許を活用する際に注意すべき点などを実際にあった企業間の訴訟事例を説明して、現場にいる研究者の理解度を高めることに注力した。

また、ますます重要になっている「事実上の標準化機構（※）」の動向情報を追加して、より多様な標準特許の情報が提供できるようにし、既存のデータと統計を最新にアップデートした。

※公的標準化機構（ISO、IEC、ITU）ではないが、市場への影響力などにより事実上の標準を制定している団体（例：IEEE、Wi-Fi、Bluetoothなどの重要な情報通信標準を制定）

標準特許は5G、Wi-Fi、Bluetoothなど標準化された技術により取得した特許のことをいい、標準技術を活用する製品を生産・販売するためには必ず使用しなければならない特許であるため、標準特許の確保は企業競争力に直結するものである。

特に、第四次産業革命時代における技術の発展により、技術間の融合・複合化が加速しており、スマートフォン、IoT、自立走行車のように標準技術を活用する産業領域が拡大されることによって、標準特許の重要性はさらに高まっている。

特許庁の産業財産政策局長は、『標準特許案内書 2.0』は、研究機関や産業現場で標準特許を理解しやすくするとともに、活用にも役立てるために作られた資料ということで意味深い」とし、「今回の改訂版が韓国の標準特許競争力を強化するための礎になると期待している」と述べた。

「標準特許案内書 2.0」は、特許庁のウェブサイト(<https://kipo.go.kr/>)または標準特許ポータル(<http://biz.kista.re.kr/epcenter/>)からダウンロードすることができる。

2-14 事業化の可能性が高い優秀な公共技術 863 件、一堂に会する！

韓国特許庁 (2021. 11. 15.)

「2021 年公共技術移転・事業化の投資説明会 (road show)」を開催

韓国特許庁は、科学技術情報通信部、産業通商資源部、国土交通部、海洋水産部と連携して 11 月 16 日 (火曜) に「2021 年公共技術移転・事業化ロードショー」を韓国ソウル市で開催したと発表した。

今回の行事は、政府の研究開発 (R&D) 投資によって創出された優秀な公共技術の企業移転に成功し、それが事業化できるよう、公共技術の需要者と供給者をマッチングする場である。

特許庁・中小企業庁の主催で 2013 年に初めて開催された本行事は、年を重ねるとともに参加部処が増え、2021 年には 5 つの部処が連携して行事を開催することになった。

今回の行事では、各部処が発掘した 863 の優秀な公共技術を紹介し、それを必要とする企業とマッチングする予定である。

技術移転の効果を高めるために、専用のウェブサイト (※) を開設し、863 の公共技術の詳細情報をあらかじめ公開しており、公共技術の保有者と企業間の現場商談が円滑に行われるよう、企業から事前申請を受け付けた。

※<http://ipbiz-roadshow.com>

また、新型コロナウイルスのなどにより参加が難しい場合を考慮し、ウェブサイトの運営を年末まで延長することで、行事が終わっても技術商談ができるように支援する予定である。

さらに、今回の行事は特許出願の品質、海外への特許出願、技術移転など、特許経営の全般において頭角を現した 4 機関 (大学・公共研究機関) (※) を「特許品質経営優秀機関」に選定して授賞し、1 年間公共技術の移転や事業化の成果向上に貢献した 2 つの機関と研究者 2 名 (※) には特許庁長賞を授賞する。

※延世大学、漢陽大学、韓国生産技術研究院、韓国材料研究院

※※機関：慶北大学、淑明女子大学

研究者：延世大学の教授、韓国材料研究院の室長

政府は、部処間協業に基づき、さまざまな分野の公共技術が企業に効率よく移転できるように、これからも支援を拡大していく予定であり、このような努力が企業のイノベーション成長をもたらし、新たな雇用創出につながるなど、国民が体感できる成果を出せるように持続的に支援する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 メタバース時代に備える商標・デザイン国際会合（TM5・ID5）開催

韓国特許庁（2021.11.2.）

メタバース時代に備える商標・デザイン国際会合（TM5/ID5）開催

商標・デザイン分野の世界5大特許庁の枠組みであるTM5*とID5**は、11月1日月曜日から5日金曜日（TM5:11.3-5, ID5:11.1-2）まで開催されるオンライン年次会合を通じて、コロナ禍の後のニューノーマル時代に備える商標・デザイン制度と各国の政策の方向性について議論し、それに対する協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文を発表する。

*TM5 (Trade Mark 5 Forum) : 全世界の商標出願の60%以上を占めている日本、米国、欧州、中国および韓国の5カ国の知的財産庁間の商標分野における枠組み（2012年発足）

**ID5 (Industrial Design 5 Forum) : 全世界のデザイン出願の70%以上を占めている日本、米国、欧州、中国および韓国の5カ国（地域）の知的財産庁間で立ち上げたデザイン分野における枠組み（2015年発足）

共同宣言文で日・米・欧・中・韓の5つの庁は、パンデミックによってデジタルへの転換と新技術の発展が加速化したことを認識し、そのための商標とデザインの制度、政策的協力を続けていくとした。

デジタル時代における新しい協力分野を探し、履行方策を設け、ユーザー、特に、中小企業と新技術方式をもとにコミュニケーションを拡大させることを目指して、今後、協力を強化する計画である。

これまで韓国の特許庁は、TM5 のウェブサイト (tmfive.org) と ID5 のウェブサイト (id-five.org) を構築・運営し、ユーザーと主要官庁とのコミュニケーションの窓口としての役割を担ってきた。また、コロナパンデミックによって対面会議が難しくなった状況で、オンライン議論をより一層主導的に進めている。

特に会議では、メタバース上での商標侵害制度の比較分析を提案するなど、メタバースが作る仮想経済時代での商標・デザイン制度のグローバル規範形成の議論に向けた主要国の協力を呼び掛ける予定である。

韓国の首席代表で、今回の会議に参加する特許庁の商標デザイン審査局長は、「各国はパンデミックによって知的財産の地形が速やかに変化していることに認識を共にしている」とし、「今回の会議は仮想経済時代に備える各国の商標・デザイン政策の方向性を予想し、情報交流の活性化に向けた国家間の協力方策を探るきっかけになると見られる」と語った。

4-2 韓国特許庁、特許審判員審判長（商標分野）の開放型職位採用

韓国特許庁（2021.11.4.）

商標分野で審査・審判・訴訟の専門性と能力を兼ね備えた優秀な人材を公開募集

韓国人事革新処と韓国特許庁は、専門性と能力を兼ね備えた人材を政府の室・局・課長の職位に任用する開放型職位を公開募集して、特許審判員審判長（商標分野）を選抜すると発表した。

特許審判員審判長（商標分野）は、商標分野に対する特許審判請求事件を審理・進行し、判断して、関連特許審判制度を研究・調査する課長級職位である。

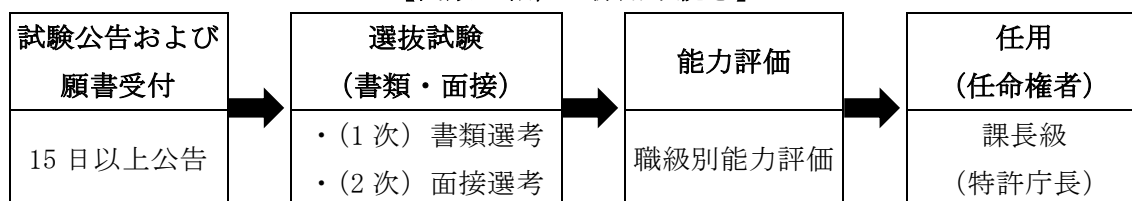
商標分野の知的財産権に対する審査・審判・訴訟と関連する分野で専門性を有している場合、支援が可能である。

【11月特許庁開放型職位公開募集の現況】

部処	職位	区分	募集対象
特許庁	特許審判員審判長 (商標分野)	課長級	民間人

今回公募する開放型職位の公告および書類受付期間は11月1日から16日までである。詳細はナラ職場ウェブサイト (gojobs.go.kr) と特許庁ウェブサイト (kipo.go.kr) で確認できる。

【開放型職位の採用手続き】



特許庁の運営支援課長は、「商標分野で専門性を備えた有能な民間人材の多大な関心と参加を期待している」と語った。

その他一般

5-1 3次元(3D)プリンティングの応用製品に関する特許出願が年平均で40%急増

韓国特許庁 (2021. 11. 2.)

・マラソンの世界記録保持者であるキプチョゲ (ケニア) は、東京オリンピックで3Dプリントを活用したポリウレタン素材のシューズを履いて出場し、金メダルを獲得した。選手の足形に合わせた多孔性の構造で作られたシューズは、軽いだけでなく、汗の排出機能と通気性に優れており、競技力の向上に大きく貢献したと評価されている。

・英国の「フードインク」は、世界初の3Dプリンターレストランとして、全ての料理を3Dプリンターで作って提供している。

「3Dプリンティング応用製品」は、製作品の形状・機能・材料の特性に合わせて3Dプリンティング技術を適用し、カスタマイズ型で制作した製品のことを意味する。

技術の高度化とともに消費者向け製品へのニーズが高まっているため、グローバル3Dプリンティングの市場は、既存の設備・素材中心から医療、食品へと、さまざまな分野における応用製品をカスタマイズ型で制作するようになり、その適用分野が広がっている。

韓国国内でも伝統産業である機械部品から医療、食品などの分野に至るまで、3Dプリンティング応用製品の市場を先に開拓しようとする技術開発の競争が激しい。

韓国特許庁によると、3Dプリンティング応用製品に関する韓国国内の特許出願は2013年47件から2018年254件で、年平均40%ずつ増加している。

細部分野別に見てみると、機械部品分野の出願(458件、42.0%)が依然として最も多く、その次に医療分野(247件、22.6%)、電気電子(95件、8.7%)、消費財(93件、8.5%)、自動車(82件、7.5%)、航空宇宙(47件、4.3%)、建設建築(29件、2.7%)、食品(24件、2.2%)の順である。

特に、最近になって出願の増加が目立っている医療および食品分野の品目を具体的にみると、医療分野では3Dプリンティング技術を活用した手術模型やモデルや手術ガイド、人体移植用のインプラントおよび透明矯正装置などのように、個人向けのカスタマイズ型医療機器を製作する技術が主に出願されている。

食品分野ではフード用3Dプリンティング装置を利用してチョコレート、ピザなど、顧客のニーズに合わせた料理を提供する技術が主に出願されている。

出願人の国籍別では、韓国人の出願が457件(42%)で外国人出願の634件(58%)に比べて、やや少ない件数であるが、外国人出願の場合、2013年38件から2018年130年に年平均で28%ずつ増加した反面、韓国人の出願は2013年9件から2018年124年に年平均で69%ずつ増加しているため、ここ数年間において韓国人の出願が急増していることが分かった。

韓国人出願の割合をみると、中小企業144件(32%)、大学119件(26%)、研究所92件(20%)、個人20件(25%)、大企業32件(7%)を占めている。

3Dプリンティング応用製品に関する韓国人の出願は、中小企業と大学・研究所からの出願が全体の78%を占めており、韓国国内の中小企業と大学・研究所を中心に3Dプリンティング応用技術の開発が活発に行われていると見て取れる。

3Dプリンティングの応用製品を多く出願している企業をみると、韓国の場合、韓国生産技術研究院(36件)、韓国機械研究院(13件)などの政府出捐研究所が、外国の場合、HP(25件)、Nike(22件)、Stratasys(20件)、Boeing(17件)、Siemens(13件)、GE(13件)などの大手多国籍企業が主要出願人となっている。

特許庁のスマート製造審査チームの審査官は、「3Dプリンティングは、金型を必要とせず3D設計データを用いて製品を作る技術である。そのため、カスタマイズ型の製品を多品

種少量生産方式で製作でき、容易に高付加価値の機能性製品を作ることができるため、カスタマイズ型製品へのニーズが高まるとともに、3D プリンティング応用製品に関する特許出願も増えていくと見込んでいる」とし、「韓国企業がグローバル市場をリードするために、医療および食品分野など、最近、特許出願が増加している技術分野を中心に技術開発を進めることで特許ポートフォリオを構築する必要がある」と強調した。

5-2 自動運転車開発業界の地殻変動の動き

韓国特許庁 (2021. 11. 11.)

自動運転技術確保の競争熾烈：完成車、情報技術（IT）企業、部品企業間三つ巴の争い
特許多出願の順位、韓国企業は現代自動車が3位、LGが6位で頭角

*フォルクスワーゲングループのヘルベルト・ディース最高経営責任者（CEO）は、「自動車市場でゲームチェンジャーは電気自動車ではなく、自動運転車だ」と話した。（2021年9月5日）

*自動運転車市場（※）は2025年には1,549億ドル（約181兆ウォン）、2035年には1兆1,204億ドル（約1,313兆ウォン）と、年平均41.0%の成長率で急成長すると予想される。韓国国内の自動運転車市場も2020年1,509億ウォンから2035年26兆1,794億ウォンに年平均40.0%成長すると見込まれる。

※出所：日本矢野経済研究所、ソフトウェア政策研究所、韓国科学技術情報研究院（KISTI）

最近、自動車産業は単なる移動手段から「モビリティプラットフォーム」へと変革を遂げている。特に、自動運転車が市場のゲームチェンジャーになると見通されているが、こうした自動運転車の開発をめぐる、関連業界で地殻変動の動きが起こっている

韓国特許庁の自動運転技術に関する特許分析の結果によると、完成車メーカー、IT企業、自動運転部品企業が自動運転技術特許分野の主導権を握るために三つ巴となって争っている。

特に、自動運転車市場が急激に成長していることによりグローバルIT企業が新規参入しており、既存の完成車メーカーとの市場での主導権確保競争に乗り出している模様である。

これにより、完成車メーカー（トヨタ自動車、ゼネラルモーターズ、現代自動車など）、IT企業（ウェイモ、アップル、バイドゥ、LG、テスラなど）、自動運転部品企業（NVIDIA、

Velodyne Lidar、Mobileye 等の半導体・ライダーのメーカー) が活発に特許を出願している。

既存の完成車メーカーはすでに構築されている製造基盤を、IT 企業は検索・スマートフォン・家電・航法等の IT 企業ならではの強みを、部品企業はコア部品に対する技術力をもとに、自動運転車関連特許権の確保に取り掛かっている。

特許庁が IP5 (※) の自動運転車特許出願動向 (2006 年～2020 年) で完成車メーカー、IT 企業、部品企業等グループ別先導企業 (17 社) の IP5 国家内の自動運転特許出願件数を分析したところ、計 2 万 4,294 件であることがわかった。

※IP5：全世界で特許出願の 85%を占める先進 5 カ国 (米・EU・中・日・韓) の特許庁

出願件数は、全体 24,294 件のうち完成車メーカーが 13,280 件 (55%) と、最も高い割合を占めている。次いで IT 企業は 5,765 件と 24%、部品企業が 21%のシェアとなっている。

自動運転車の主要技術別に見ると、完成車メーカーは認知 (5,630 件) と制御 (5,423 件) 技術分野に強みを持っており、IT 企業と部品企業は認知 (IT 企業：3,704 件、部品企業：4,663 件) 技術分野で比較的に特許出願が多いということがわかった。

IT 企業と部品企業は、最近、完成車メーカーより一足早く特許出願量を急激に増やしており、今後の特許主導権争いで優位に立つと予測される。

多出願の順位はトヨタ自動車 (5,239 件)、ソニー (3,630 件)、現代自動車 (3,080 件)、ホンダ (2,844 件)、フォード (2,069 件)、LG (2,019 件) の順で、韓国企業の現代自動車、LG がそれぞれ 3 位、6 位に名をあげた。

多出願の順位でもソニー (2 位 3,630 件)、LG (6 位 2,019 件)、グーグル (8 位 1,727 件) など、IT 企業が頭角を現し、自動運転の技術開発に積極的に取り組んでいると分析される。

韓国企業では現代自動車が伝統的な完成車メーカーで、LG は情報通信技術など IT 企業の強みを活用して特許権の確保に積極的に乗り出している。

現代自動車の場合、ここ 5 年間 (2016 年～2020 年) の出願件数 (2,104 件) が前の 5 年 (2011 年～2015 年、893 件) に比べて 2.4 倍増加した一方で、LG はここ 5 年間 (2016 年

～2020年)の出願件数(1,691件)が前の5年(2011年～2015年、252件)に比べて6.7倍増加し、より積極的に出願していることがわかる。

特許庁の自動運転審査チームの特許チーム長は、「未来の自動車産業は自動運転、接続、共有、電気自動車などを中心に変化」しているが、「特に自動運転車は自動車とIT技術が融合し、自動車メーカーがIT企業を買収したり、スタートアップと連合したりするなど、さまざまな企業の間で投資・提携を通じたパートナーシップの強化が予想される」と語った。また、「今後、完成車メーカーとIT企業間の特許紛争も増加すると予想されるため、特許訴訟に備えて自動運転技術の特許ポートフォリオを強化し、中核特許の保有企業との協力も強化する必要がある」とアドバイスした。

一方、特許庁は11月25日木曜日13時30分、韓国知識財産センターで産業界と学界に今回の特許分析の結果を共有し、関連政策および技術動向を議論する自動運転知的財産戦略フォーラムを開催する予定である。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム